

新撰
家事教科書

下卷

4b
900
明37

41247

教科書文庫

4
910
42-1904
20000
80804

Kodak Gray Scale

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

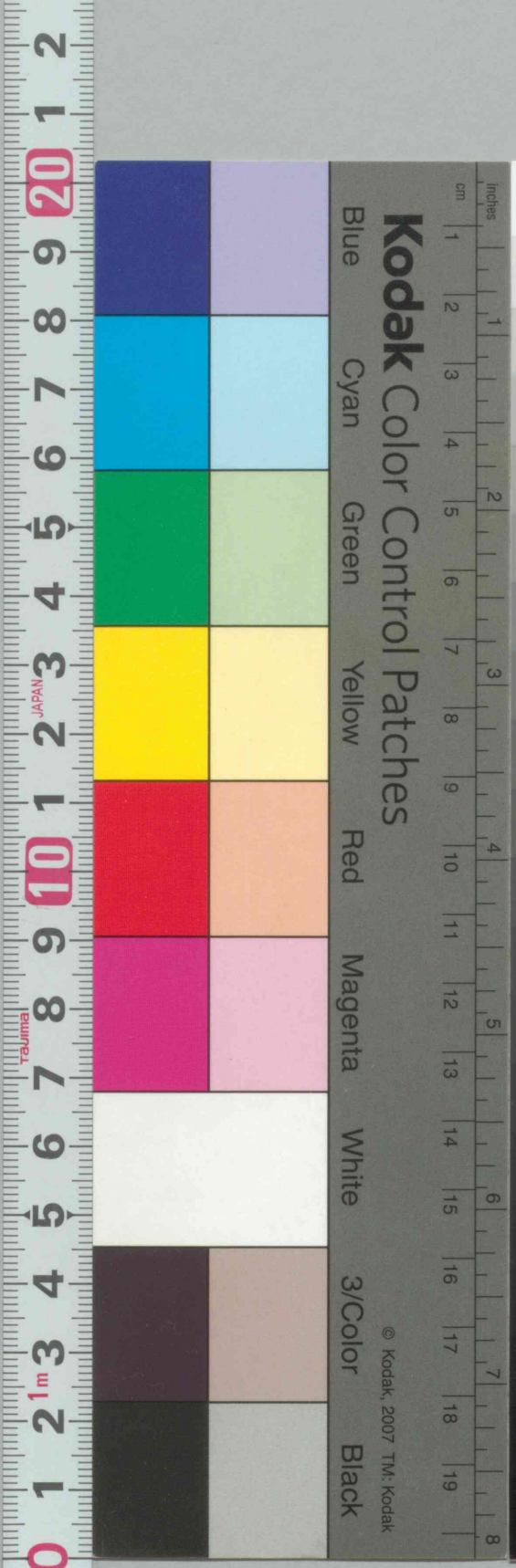


© Kodak, 2007 TM: Kodak

Kodak Color Control Patches

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black

© Kodak, 2007 TM: Kodak



明治三十七年四月十四日

文部省檢定濟

高等女子學校家事教科用書

46
900
明37

三輪田真佐子
兒崎隆子著

新撰家事教科書 下卷

東京大阪寶文館藏版



新撰家事教科書下卷目次

第一章 養老及育兒

第一節 養老

衣食住 起居の介抱 精神の保養

第二節 育兒

妊婦の攝生 分娩期の準備 産婦の攝生 嬰兒の取扱
方 哺乳 生齒 離乳 離後の飲食 衣服 居所
沐浴 運動 睡眠 疾病及其攝生法 小兒病の種類
言語及動作 遊戯及玩具 教育

第二章 看病及傳染病の豫防

第一節 看病

衣食住 介抱 藥用 危篤の場合 急救療法

新撰家事教科書

第二節 傳染病の豫防……………一〇五

傳染病及其豫防法 消毒法……………

第三章 整理及經濟

第一節 整理……………一一二

主婦の心得 婢僕……………

第二節 經濟……………一二三

家産 支出豫算 必要なる費用 冗費 貯蓄 保險……………

家計簿記 出納科目 記入の方法 帳簿の整理……………

新撰家事教科書下卷目次終

新撰家事教科書下卷

第一章 養老及育兒

第一節 養老

養老
女子は、嫁して多く舅姑に奉待せざるべからず。されば女子は、老人の保護加養につきては、兼て心得置くべき必要あり。以下其大略を述べんとす。

衣食住

衣食住の注意
老者は身体精神共に、衰弱するものなれば、之を遇すること幼児の如くし、衣食住を初め、萬事に意を用ひて、疾病なからしむるは勿論、安らかに餘命を送らしめんことを注意すべし。

一、衣服

衣服 材料

衣服は軽くして暖なるを要す、故に地質軟き毛織又は木綿の類を可とす。麻布は盛夏の外は、用ひざるを良しとす。

染色柄合

裁縫

寝具

染色、柄合は、外見、餘り華美ならずして、着心よく、衛生に適したるを撰ぶべし。されど、六十歳を過ぐれば、赤紫等の派手なるを用ふる習慣あり、兎に角、其好に任するが良し。裁縫は、なるべく寛にして、窮屈ならざる様にすべし。冬着には、眞綿を入れ、縫直も新しき綿を以て入れ換ふべし。其他寝具も極めて柔かくして暖かなる様に仕立て、白の上覆及敷布を用ひて清潔ならしむべし。

飲食物

二、飲食物

飲食物は、滋養に富みて、消化し易きものを進めざるべからず。軟かき鳥獸肉、輕き魚類、纖維少なき蔬菜類、牛乳、スープ、肉汁、又は熟したる果實等を、味能く調

習慣の參酌

嗜好品

間食

理して、消化し易く、且つ食慾を起さしむる様に注意すべし。老人は、皆飲食物の好を以て、此上なき樂となすものなれば、常に其嗜好を考へ、巧に献立して、満足を得しむる様に、心掛くべし。

牛乳、獸肉類は、習慣上好まぬ人もあれば、滋養に富める食品とても、無理に進むべからず。

老人の癖として、茶煙草等を好むものなり。上茶は睡眠を妨ぐるを以て、注意して進むべし。煙草は用ひざるに如かざれども、永く用ひたるを止むるも宜しからず。能く其害を説きて、漸次に減せしむる様にすべし。

老人は徒然の餘り、間食を好むものなれば、時間を定めて、與ふるも宜しかるべし。されど衛生に害あるを以て成るべくは禁ずるを良しとす。

居間

三、居所 居間は、南又は東南向にして、特に日あたり能く、空気の流通宜しき、位置を撰ぶべし。二階、其他危険なる場所を以て老人の居間に充つるが如きは、これを避けざるべからず。

寢室

老人は大抵、寢覺がちなるものなれば、寢室は成るべく、靜にして、夏は涼しく、冬は暖なる處を撰び、熟睡し得るやうにすべし。又寢室に便器などを置くときは、一層清潔にすべし。

運動

起居の介抱

一、運動 老人は、一般に、筋骨硬くなりて、働きも意の如くならざれば、自然に運動を嫌ふ傾きあるものなり。されば、なるべく誘ひて、適當の運動をなさしむべし。老人の運動には、植物を培ひ、小鳥を飼ひ、又は、神社、佛閣に詣づる

睡眠

等の如き、至極適當なり。年老いたりとして、一切世事を抛擲して、蟄居するは宜しからず。先、心身に適當なる、用事をなさしむるを良しとす。無事に苦む老人は、早く老ゆるものなりと云ふ。

二、睡眠

老者は壯者に比して大に睡眠時間の長きを要す。これ全身衰弱するを以て、充分に熟睡して、精神を快復すべき必要あればなり。

入浴

三、入浴

入浴は、精神、筋肉の疲勞を回復し、寒冒を防ぎ、睡眠を快くせしむる等、其心身を爽かにする効あり。湯は温き方にして、永湯せしむべからず。極めて老衰したるものには、室内に於て、半身浴をなさしめ、又は單に拭ひ與ふを良しとす。又度々襦袢を着代へしむれば、入浴に代ふる効あり。

疾病

四、疾病

老人の疾病は、多く胃腸病なり。又多血質の人は、卒中を患ふる事あり。これ消化器の作用も鈍くなり、運動も不足する故なり。凡て老人は一旦、病に罹れば、少壯者の如く、治療の効を奏すること速かならざれば、常に注意して、若し疾病に罹らば、初發の中に、能く手當療法を施すべし。

精神の保養

精神の保養

精神の保養は、何人にも必要なることなれども、老人には特に必要なり。そは其身體衰弱して、運動も自由ならざれば、従て世人との交際も減じ、動もすれば無聊に苦むことあるを以て室内の裝飾に意を用ひ、書畫珍器を好む人には、なるべく多く其類を集め、盆栽花卉を、愛する人には、目新らしき品を撰びて、時々取換ふる等充分に精神を慰むる様に注

能く其
心に從
ふ

意すべし。

老人には、精神を勞する如き事を相談するは宜しからねど、餘り何事をも秘するは、却て感情を損するものなれば、好きに計ふこる肝要なり。老人は家政を心配する餘りに、種々なる注意を與ふるもの故、子孫たるものは、喜びて其説を容るべし。さるを老人の癖に、いらぬ世話なりなどと、漫りに之を非難し、或は之を排斥することあるべからず。又老人は固陋にして我を張るものなれば、逆らはぬ様にすべし。

育兒

第二節 育兒

凡そ婦人にとりては、受胎妊娠、出産より、養育教育に至るま

て、其義務、最も重大なるものなり。小兒の強弱、智鈍は、母の體内に宿りし時よりの、不注意、不養生より起るものなり。長じて小兒の時に及べば十分其教養宜しきを得んことに留意すべし。然らざれば成長の後、決して有爲の士女となること、能はざるものなり。抑、國家富強の基は、強健なる國民にあり。而して、小兒は未來の國民なり、故に其強弱は國家の、強弱に關すること明なり。さればこれが教養の任に當る婦女は、宜しく其旨を體して、賢母の任を盡さざる可からず。

古より賢明の譽、俊秀の聞ある人々は、強健にして賢徳ある母より生れざるはなし。育兒の法忽にすべからず」
妊婦の攝生

一、衣服 衣服に關して述べたる一般の注意は、また妊婦

衣服

に適用することを得べし。只、古來用ひ來れる腹帶は、強く腹部を緊縛するを以て、胎兒に害を及ぼすこと大なり。故に白木綿、或は「フランネル」の如きものを用ひて、軽く腹部を纏卷するを良しとす。又腰より腿の邊りの冷ゆるは、胎兒に害ある故、温き布を纏ひ、或は腿引など、用ふるは、よろしかるべし。

飯食物

二、飲食物

飲食物は、平素用ひ慣れたるもの、中にて、なるべく消化し易き滋養物を選ぶべし。妊娠中とて、平素の習慣を無視し、頓に滋養品のみに改むるは却て害あり。

住居

三、居所

嗜好品のうち、酒、焼酎等の飲料、或は刺激性の香料を用ふべからず。間々流産するの恐あればなり。

妊娠中は、往々、精神沈鬱して、動作に、ものうくな

運動

るものなれば、殊に快豁なる室を選ぶべし。其他の注意は、一般居室の注意に同じ。

四、運動

日々適宜の運動をなすことは、最も大切なことにして、滋養品を取るに劣らざる効あり。されど、甚しき労働は、害あるが故に、妊娠中は、家にありては、家事の手傳をなし、折々は外に出て、新鮮の空氣を呼吸しながら、運動することを要す。只、注意すべきは、重荷を提げ、又は荷ひて、高低多き道を歩行し、或は車に乗りて、長途の旅行をなすこと等は害あり。而して其害は、妊娠初期よりも末期に多し。注意せざるべからず。運動をなすには、輕き衣服を着し、緩く帶をなし、低き下駄を穿くを安全なりとす。

精神の安靜

五、精神の安靜

凡て婦人は、感情強きものにて、少しの

起臥

事を氣に掛けて、心配するものなるが、妊娠中は、特に感情の鋭敏なるものなれば、務めて、之を防がざるべからず。故に感情を刺激し易き讀書、觀劇、又は、家事の困難など、聞かすることを避け、務めて、精神を安泰ならしむべし。別けて、初産の人は、非常に分娩を恐るゝものなれば、常に之を慰め、決して他人の難産などの噂をなすべからず。若し精神病など起すときは、獨、母體のみならず、胎兒にも大なる害を及ぼすものなり。されば常に愛情、喜悅、將來の樂しき希望等を抱かしめ、安穩愉快に日を送らしめんとを務むべし。

六、起臥

起臥の時間を正しくして、充分の睡眠をなさしむべし。一日、少くとも六時間は睡眠し、若し仕事をなしたるときは、八九時間も熟睡せしむべし。

清潔

七、清潔

妊婦の衛生中、衣食住及び身體の清潔を保つことは、甚だ必要なり。襦袢、寢衣、寢具の上敷は、一切、白を用ひ、度々洗濯すべし。食物は、其材料は言ふに及ばず、食器等、充分に清潔を保つべし。住居は、居室は勿論、庭の隅々までも能く掃除すべし。

身體を清潔にするには、毎日一回入浴し、或は腰湯を行ふべし。夏期は、冷水浴、若くは、冷水摩擦をなすも宜し。其他毛髪は、能く梳り、爪は、短かく切りて清潔になし、又腰部は特に清潔になすことを怠るべからず。乳房は、最も大切に保護し、務めて、清潔を保ち、妊娠後、七八箇月に至れば、朝夕二回、水又は湯を以て、洗ひ清め、若し乳首の小さき時は、毎日乳首を摘みて、引出すべし。

便通

八、便通

妊娠中は、便通に注意すること必要なり。若し

乳房

便秘すれば、灌腸を行ひ、或は、緩和下劑を服用すべし。又劇しき下痢は、流産を誘發することあるを以て速に治療すべし。

分娩期の準備

産婆及醫師

一、産婆及醫師

妊娠後は、常に熟練なる産婆と、經驗ある醫師との指圖を受くべし。殊に初産の人、難産、流産の癖ある人は、早くより醫師の診断を乞ふべし。

産室

二、産室及其用意

産室は、極めて、換氣と、光線とに注意して、最も適當なる室を選ぶべし。室内の温度は、攝氏六十八度を適度とす。

産室に備ふべき品物

室内に備ふべきは、産湯盥、便器、脱脂綿、脱脂がし、白紙、柔かき白木綿、油紙、消毒藥水、臍衣、納器等なり。此等の品物は、悉皆、取揃へて、分娩具として販賣する所あれば、之を求

れば、大に便利なるべし。從來の習慣に泥み、不潔の襪、古綿など用ふべからず。

産婦の攝生

産後の養生は、一層注意を要するものにして、若し此際、養生悪しきときは、生涯病身となり、或は生命を失ふことあるべし。されど決して薬品を用ふるに及ばず、只、平常よりも、一層攝生に注意すれば可なりとす。左に特に注意すべき二三を擧げむ。

産褥

一、産褥 分娩後は、六週間を経ざれば、身體充分に本復せざるものなり。特に二週間は、最も安靜に臥蓐し、其後は漸次に運動を始め、大約六週間を経れば、平常の業務に復するも妨げなし。

精神の攝生

二、精神の安靜

産褥中は、身體を動かさぬこと、精神に

刺戟を受けぬ様にすること肝要なり。されば産婦の心を勞し、意を悩ます等のことは、勉めて避けざるべからず。故に産後數日間は、交通を禁ずるがよし。又産婦自身も、なるべく、心を落ち付けて、何事にも頓着せず、専ら心神を慰むる様に勉むべし。

飲食物

三、飲食物

清水、温湯、又は、薄き茶、麥湯、砂糖湯等は良き食料なり。食物は、初め二日間位は食氣なきが普通なれば、軟き粥に、鹽、梅干、又は生卵、牛乳等を少しづつ、幾度も與ふべし。其後は漸次、卵の半熟又はスープ、味噌汁、豆腐、白身の魚など與へてよろし。一週間も経て、障りもなければ、平素慣れたる食物に復り、柔き肉類、澱粉質を用ひてよろし。

衣服

四、衣服

産婦の寢衣は、濕潤、汚染せる時は、徐に着換へし

むべし。決して早まりて、體を動搖すべからず。而して、衣服は、なるべく軽くして、下腹及び腰の邊は、ネル等にて、幾重にも緩く巻きて暖くすべし。臥蓐も、數日を経たる後は、取換へて清潔にし、暖すぎぬ様にすべし。

産室

五、産室 産室は、開豁にして、明るき所を良しとすれども、亦あまり、眩ゆきは、産婦の神経を刺激し易きを以て宜しからず。

清潔

六、清潔 室内及衣服を清淨ならしむるは勿論、身體を清潔に保つことを怠るべからず。彼の恐るべき産蓐熱は、産室、産具の不潔なるに原因すること多しと云ふ。

睡眠

七、睡眠 分娩後は、極めて安靜にして、充分に睡眠するを要す。睡眠中、屢盜汗の出づるものなれば、衣服を更めて、

便通

寒胃にかゝらぬ様に注意すべし。

八、便通 産後三日も、便通なき時は、醫師の治療を乞ふべし。而して七夜までは、便所に通ふべからず。

嬰兒の取扱の注意

嬰兒の取扱方

嬰兒は、母の胎内にありしものが、俄に外に産れ出で、此の世の空氣を呼吸するものなれば、體質極めて軟弱なるものなり。されば其取扱方には、最も意を用ふべし。此際不注意の取扱によりて、受けたる害は、往々生涯の運命に關する基となるものなり。左に其注意の大要を述べん。

臍帶

一、臍帶 臍帶は、大抵、生後四五日の内に脱落するものなり。これを保護するには、脫脂綿、綿紗を用ひて繃帶すべし。

産湯

二、産湯 産湯の温度は、大抵攝氏三十八九度を度とす。入

産衣

浴の時間は十分内外とすべし。此際特に注意すべきは汚水の眼に入らざる様にすべきことなり。故に必別器に入れたる清き湯にて眼及び眼瞼を洗ひ、次で口、耳、鼻等を洗ふべし。

三、産衣

産湯を終らば、産着を着せて、豫め設け置きたる、暖き幕中に寝かすべし。産衣及び寝具は軽くして温かなるを要す。

哺乳

凡そ嬰兒を養育するに適せる材料は、乳汁に若くものなし。乳汁には生母の乳、乳母の乳、牛乳及び煉乳等あり。左に各の得失につきて述べんとす。

母乳の効用

一、母の乳

小兒は生母の乳を以て哺育するを最も良とす。これ分娩後最初の母乳には、極めて、輕き下劑を含

母子の幸福

乳質の變化

みて、赤子の胎便を通ずるの効あればなり。實に人乳は嬰兒の食物としては、滋養上之に及ぶものなし。且、哺乳せしむるは、母の天職なれば、食慾も進み、新陳代謝の作用も盛になり、産後の肥立も自ら速にして、身體強壯の基となるのみならず、血色も甚だ美しくなる者なり。又愛情をも一層深からしむるものなれば、母子の幸福之に若くものなし。彼の里子の母子が、愛情の薄きを見ても知らるべし。

母乳は斯の如く、嬰兒を養ふに大切なるものなれども、若し母親が、身體精神に異常を生ずるときは、直に乳質に異状を及ぼし、小兒の身體を害するものなり。即、生母の病に罹りたる時、乳を與ふれば、母は疲勞し、小兒は病氣に罹る等の害あり。

量の分

凡そ哺乳の間は、一晝夜に八合乃至一升餘りの乳を分泌するを以て、製造源たる飲食物に、深く注意せざるべからず。左に其第一なる飲食物を初めとし、順序に注意すべき要件を述べん。

食物

(一) 飲食物

食物は、米飯、鳥獸類の肉、魚類、卵、麵類、芋類、野菜等を食するは通常なり。尚、菓子、果實等、食しなれたるものにして、而も、滋養に富み、且、消化し易きものは可なり。但、同一品を續くべからず。餘り肉類のみに偏するときは、乳の分泌を妨ぐるものなり。

飲料

哺乳中は、乳を製する爲に、大に飢を覺ゆべし。若しこの時飲料を供給せざるときは、身體を害ひ、乳汁の分量を減ずるものなり。故に又飲料は哺乳の際には、大に、必要なものなり。沸騰したる水は、最も宜しく、其他薄き煎茶、

運動

コーヒー、チヨコレート等を毎朝或は毎夕用ひ、又牛乳、砂糖水を用ふれば、便通を能くするの功あり。酒類、焦げたる物、或は鹹き物、酸味等は飲食すべからず。

(二) 運動

母親は常に適當なる運動をなすべし。即、小兒に關したる仕事を初め、家事の手傳其他適宜の散歩をなすは、倦怠を慰し、健康を助くるものなり。若し運動不足なるときは、食物の消化を妨げ、便秘を患ひ、隨て乳の分泌も少なくなるものなり。

精神の保養

(三) 精神の保養

哺乳する、母親は極めて其精神を安らかにすること肝要なり。若し憤怒、悲哀等の事ありて、其心を動かすこと甚しきときは、直に其影響を乳に及すものにして、今迄滋養たりし乳も、忽、毒と變ずるか、或は分量大に減じて、乳兒を害する例少なからず。されば、勉め

て、感情を動かす如き事を避け、常に心の平和ならんことを計るべし。

薬用

(四)薬用 斯くの如く、精神の影響は、忽、乳に及ぶを以て母親の服薬は、直に乳汁に混じて、出づるものなり。故に薬劑は漫りに用ふべからず。若し用ふる際には、醫師の診断を乞ひ、其指揮に従ふべし。

睡眠

(五)睡眠 母親は、夜充分の睡眠を要す。睡眠の不足なるは大に健康を害し、小兒に害を及ぼすものなれば、決して、夜更し等なすべからず。

婦人の健康の國家的健康

要するに、母親强健なれば、其小兒も亦、強壯となり、母親孱弱なるときは、隨て其子も孱弱となるは自然の理にして、又止むを得ざる次第なり。されば婦人の健康は、國家の健康なりとの諺も宜なりと謂ふべし。母親は勿論、婦人

たるものは、宜しく此言を味ひて、衛生上の注意を怠るべからず。

哺乳時間

(六)哺乳時間、分量、方法

分娩後直に哺乳するに及ばず。産婦も、赤子も一應、熟睡したる後、乳房膨脹し始むるに至り、哺乳すべし。若し未、乳の出ぬ様の事あれば、一二滴搾り入れて、口中を潤し、置けばよし。少々泣きたりとして害はなきものなり。此時胎毒を下すと稱して、鴈鵒菜、五香の如きものを與ふるは宜しからず。

さて母子共に、熟睡後、哺乳するを第一着とし。其後は二時間以上を隔て、呑ましむるに習慣をつくべし。止むを得ぬことありとも、一時半より早く呑ましむべからず。これ小兒の胃中に於て、乳を消化するにも、又母親に於て乳を製造するにも、相當の時間を要すればなり。赤

子の生後一週間位は、未充分哺乳する力なきを以て、度々哺乳せざるべからざるも、其後は必ず時間を定む可し。初めに悪癖附かば是を改むることは六ヶ敷ものなり。夜分も初めの内は、晝と夜半と曉との三度に吞すれども、四五週の後には、晝と曉との二度に減じ、一二月の後には、寝がけ一度にすべし。初めの慣れぬ間は、多少泣く事もあるれども、暫くすれば慣れて夜半度々欲しからぬ様になり、母子共に安眠することを得て健康上、大によろし。又時間を定めて哺乳せしむるときは、大小便の通利も、不規則なることなし。一凡て小兒の泣くは、小兒の仕事にして、必ずしも、飢を訴ふるにあらず、呼吸運動は、専ら之によりて、營まるゝものなり。然るに小兒の啼きさへすれば空腹として乳を與ふる癖は甚だよろしからず、能く其泣く原

分量

因を調べて、果して空腹なるか又、病氣なるかと云ふことを考へざるべからず。衣服の間に縫針のさゝりたるなどの話も稀に聞く所なれば、注意すべき事なりとす。一度の哺乳分量は、小兒の満足するを以て、度とすべし。小兒自ら乳房を離すまで、靜に吞せ、中途に妨ぐるは宜しからず。若し哺乳の時間來るも小兒の尙眠るときは、日覺むるまで待つべし。

哺せ方

乳を與へたる後は、三十分間は靜になし置べし。哺乳後、直に負ひ又は抱くなどは害あり。乳を吞する時は、坐してのまするがよろし。決して、乳房を哺せながら寝る癖を附くべからず。眠を催さば、必ず乳房を離して寝かすべし。

同衾の害

我邦は、古よりの習慣として、小兒は母親と同衾し、母親の

懷に抱かれて、眠るが常なれども、この癖は甚よろしからず。夜中乳を吞するが如き癖もこれより生ずるものなり。母親若し病に罹らば、他人の手に合はぬ事もありて、母子共に困難を感ずることあるべし。或は年若き母親などにては、乳房を以て、愛兒を窒息せしめたることさへあり。されば母子の同衾することは、固く禁すべきことなり。

乳母

二、乳母の乳

前に述べし如く、生母の乳を以て、養育する程、良きはなけれども、生母の乳を與ふること能はざる場合、即、乳の出方の充分ならざる時、又は遺傳病のあるとき、或は職務の都合等により、自ら授くること能はざる場合には、乳母を雇はざるべからず。即、乳母は生母に代りて、小兒を乳養するものなれば、これが選擇に當りては、體

選擇

體格

格、乳質、年齢、分娩期、及び血統等を調べざるべからず。左に其注意を掲げて參考に供せん。

(一) 體格

無病健全にして、顔色美しく、温良にして、慈愛深く、沈着にして、輕卒ならず、皮膚に腫物なく、齶齒等なく、乳房締りて、太きを良とす。餘り乳の垂れたるは、よろしからず。

乳質

(二) 乳質

乳の鑑定は、醫師に依頼するが宜し。先素人鑑定には、乳を水中に滴らして、直ちに溶くるものは、其質善良なるものなり。其水に浮ぶは、薄きにすぎ、底に沈むものは、濃きに失するの徴なり。乳母の生める小兒が強壯に成長するを見ることは、何より確なる試験なり。

(三) 年齢及分娩期

乳母の年齢、及び分娩期は、成るべく、生母の年齢、及び分娩期と大差なきものを選ぶべし。

年齢及分娩期

血統

然らざれば、寧ろ乳母の方、若きものを選ふをよしとす。これ乳汁は出産より日を経るに従て、其成分を變化するが故なり。

(四)血統 乳母の家に結核、梅毒等の遺傳病、皮膚病等の有無を調ふること、甚だ肝要なり。これ皆其害毒を小兒に及ぼすが故なり。

取扱方

(五)取扱法 斯くて能き乳母を雇ひ入れたるときは、なるべく離乳期まで、勤續せしむる様にすべし。屢乳母を變ゆるときは、小兒の發育に、大なる妨害を與ふるものなり。其取扱方に付きて左に大要を述べん。

飲食物

飲食物 飲食物の良否は、大に乳の分量と性質とに關係するものなれば、固より滋養ある食品を與へざるべからず。されど急に美食を與ふれば、或は過食して、

運動

下痢を起す様の事ありて、乳の分泌及び性質に變動を生じて、小兒に害を及ぼすことあり。故に先、此迄の食品に少しづつ、の滋味を増し與ふる様にすべし。珈琲、茶、砂糖湯の如きものは、十分に與へ、酒類は決して與へざるを可とす。尙、注意すべきは、暴食を禁じ、未熟の果實、漬物等を食せしめざることなり。これ忽、害を小兒に及ぼし嘔吐を催し、青便を通ずる恐れあればなり。母親は能く乳母の監督をなすべき責任あるものなり。
運動 運動は、乳の分泌に最も大功あり。襁褓、衣服の洗濯を初め、小兒に關したることは、勿論家内の手助等、相應の仕事になさしむべし。特に田舎者にてこれ迄、労働になれたる者には、水汲、掃除等の仕事を割當べし。急に運動を止むるなどは、大に健康を損ひ、乳の分

乳母に
對する
母親の
責任

泌を減じ、乳質を變ずる恐あり。故に暖なる日は小兒をつれて、閑靜なる處に散歩せしむるなど大によろし。只、注意すべきは、之を機として、芝居、寄席等の人込の場所に行く等のことあるものなれば、宜しく、利害を説きて戒め置かざるべからず。

右の外哺乳法、同衾、清潔、睡眠等は凡て母親の注意に異ならず。』

乳母に對する母親の注意

生母は小兒を乳母に一任して、顧みざる如き事あるべからず。殊に初め一週間は能く小兒の發育に注意して、乳母の様子を調べ果して小兒に親切なるか哺乳に就ての注意を守れるか、運動の乏しき事は、なきかなど、日夜心を用ひて、誤なき様十分に監督すべし。凡て乳母は、小兒を育て居

里子

ると云ふ心あり。母親は又愛兒を頼めると云ふ處より、一は増長し易く、一は情をかけ過る弊あるは、往々見る所なり。固より母親は乳母に、情をかくるはよけれども、愛に失せざる様に注意すべきこと肝要なり。

乳母を雇ひ入るゝ事能はざる時は、里子に遣はすことあり。此場合に於ても凡ての注意、要求は乳母に異ならず。特にこれは、直接に、監督し能はざるを以て、充分に、乳母の性質、習慣、家族の風儀等に注意し、折々招き、又自らも行きて、小兒の發育する模様を觀察すべし。實驗によれば、萬止むを得ざるの外は、里子に遣はさぬがよろし。これ親子の關係、疎遠となるのみならず、往々甚しき弊害を招く恐あり。

三、牛乳

牛乳は其成分人乳に能く似たるを以て、善良な

選び方

る代用品なり。只、人乳に比して濃厚なる故、水を加へて薄め、甘味少なきは、砂糖を混じて用ふ。されど消化の度は、人乳に比して、大に劣れるものなり。

(一) 選び方

牛乳を選ぶに付きて、注意すべきことは、信用ある店より、純良なる乳を得る事肝要なり。乳は搾り時に依て、成分異れり。朝は淡く、夕は濃くして、牛酪の量多し。乳糖は、晝に多くして、夕に少なしと云ふ。

薄め方

(二) 用法

牛乳は朝晝晩によりて、其成分を異にする故、生後一ヶ月間は、晝搾を薄めて哺せ、後は、夕搾を用ゆるがよろし。されど牛乳は、腐敗し易く、特に牛乳の中には、不潔物又は有機物の混在することもあれば、必ず一度沸騰し且、乳脂を去りて用ふべし。

牛乳の薄め方は、生後三ヶ月までは、二倍或は三倍の水を

分量

和し、四箇月より六箇月までは、倍に薄め、其後は大約半分の水を加へ、十箇月より以後は純乳を用ひてよろし。右の割合は、小兒の養育状態によりて、多少斟酌すべきものなり。薄むる水は粥面あじまを用ひてもよろし。

(三) 分量

一度の分量は小兒に依て異なるを以て、一定し難し。母親の經驗によりて定むべし。温度も人乳と等しくすべし。

貯藏法

(四) 牛乳貯藏法

牛乳を、二三十分間沸騰せしめて、(煮上)りて五分間以上、硝子瓶に入れ、堅く栓をなし冷水の中に冷し置き、入用の際必要の量を分け、これを薄めて用ふべし。又瓶に乳を入れ、脱脂綿或は新しき木綿を以て、栓をなし、酒の爛をなす如く、三四十分湯煎して後、氷又は冷水中に貯へ置き、栓を取ることなければ、腐敗することなし。

ソックス
レット
煮沸器

哺乳器

れ最も安全にして容易なる方法なり。
「ソックスレット」煮沸器も、此法に異らず。只、鐵瓶の代りに
圓き鐵葉の罐を用ひ、三本乃至五本を、一時に煮沸する様
に、作られたるものなり。

(五) 哺乳器

哺乳器の形にも種々あれども、細長き瓶
にして、護謨管短かく、量目の盛りたるを用ゆべし。乳首
の大小、ゴムの軟硬等に注意し、且、護謨は度々取換ふべし、
柔くなりたるは腐れたるものなり。

哺乳器
清潔法

(六) 哺乳器清潔法

哺乳器を使用したる後は、夫々に
取り脱して、清水中に浸し置き、再び用ふる際は、熱湯にて
其の護謨管及び瓶を洗除して後、牛乳を入れるべし。若し
前に呑み残りの乳あらば、必ず棄つべし。決して再び使
用すべからず。又呑み終りたる時は、炭酸ソーダを以て

煉乳

四、煉乳

洗ひ、尙、清水を以て、能く淨むべし。特に護謨管は、最も掃
除しにくきものなれば、掃除器械を用ふべし。

善良なる牛乳を得る能はざるときは、煉乳を
用ふるを良しとす。煉乳は其種類甚だ多く、中には粗製
品もあるを以て、精撰せざるべからず。若し品質悪しき
ものを用ふるときは、小兒の口邊、顔杯に腫物を生じ、胃腸
を害し、下痢、便秘などの疾病を發するものなり。

凡て、煉乳は、砂糖を多量に含む故、消化機を害するを以て、
適宜に薄めざるべからず。近來、飴製煉乳とて、飴を入れ
たるものあり。これは砂糖のみよりは稍、宜しとす。

煉乳は固より、其効用牛乳に及ばずと雖も、貯藏に便利な
るを以て、多く賞用せらるゝものなり。されど一旦蓋を
開けば、冬は二三週間は保ち得るも、夏は長くとも、一週間

薄の方

は保ち難し。若し腐敗したるものを不注意にて用ゆるときは、小兒は、容易ならざる、疾病を醸すに至るべし。煉乳を用ふるときは、程よく薄めて用ふべし。薄め方は、先づ三箇月間は二十二倍、八箇月までは十八倍、九箇月以後は十二倍になすを法とす。併しこれも小兒の發育に應じて斟酌すべし。

吞せ方、哺乳器の清潔法は牛乳に異ならず。

こゝに尙、注意すべきは、人乳哺育に於ても、牛乳を併用する習慣をつけ置く必要あり。これ生母の病氣、他出等せし時又乳母も病氣或は乳汁の不足せし場合に當り、哺乳器より牛乳又は煉乳を呑み得る習慣を養成し置かば、大に便利なるべし。殊に用務多端の人は、此の法によりて、他人に一任するよりは、保育上、其愛情を保つにも、都合よ

併用哺乳法

ろしかるべし。

生齒

小兒は生後、六七ヶ月を経れば、齒牙の發生を始むるものなり。此時は、赤子の身體に一變化を起すもの故、大概は眼、瞼或は頬を赤くし、逆上の氣味あり睡眠中に、俄然驚きて醒め或は妄りに怒り泣きなどする事あり。又弱き小兒には皮膚に腫物を生ずること往々あり。然らざるも時々、發熱し下痢を起すことあれば、此時分は、特に其手當に注意し。日々入浴を怠らしめずして、皮膚を清淨にし、常に新鮮なる空氣を吸はしめ、成るべく、安靜に保ち、神經の刺戟を避けしむべし。左に生齒期、及び其後の注意につきて述べん。

一、生齒の順序

齒の生ずるは、小兒に依て早きもあれば、遅きもあれど、大抵左の順序に生ずるを普通とす。

第一組 生後六箇月より九箇月 下顎の切齒二枚

第二組 同八箇月より十二箇月 上顎四枚の切齒〔但最初二三枚次に左右二枚〕

第三組 同十二箇月より十六箇月 〔上顎の小白齒二枚次に下顎の切齒二枚〕

第四組 同十八箇月より廿四箇月 〔次に下顎の小白齒二枚〕 上顎及下顎の犬齒四枚

第五組 同三十箇月より卅六箇月 上顎及下顎の大白齒四枚

右の二十枚の齒を乳齒と名付け、生後二箇年乃至三箇年の間に、生え揃ふを常とす。此乳齒は、七八歳に至れば、漸次脱して、新に食齒、即、永久齒に生え代はるものなり。乳齒、脱落せんとするを知らば、速に取り去るべし。生齒期中は、小兒は、齒齦の痛さに啼き、或は痒さに物を嚙らんとするものなれば、柔かき「ゴム」の板又は「ゴム」人形等と與ふべし。又入浴せしむるも良し。特に口中は度々柔き布を温湯に浸し指に纏ひて、徐々に齒齦を洗ひ、やるべし。

二、齒の清潔法

赤子の時より、日々數回、柔き布にて口内殊に齒齦を掃除することに慣れしむべし。齶齒の多きは母親の不注意により、幼兒の頃より口中を清潔にせざりしたためなり。

離乳

離乳

小兒は、生齒の頃になれば、唾液の分泌も、其量を増し、咀嚼もこゝに始まり、固形の食物を取る用意も整ふ。されば、齒の生じ來たる時分より、追々離乳の準備をなし、少しづつ他の食物を與へてよろし。粥、面、ビスケット、水飴の如き、極めて消化し易きものを與へ、哺乳の度数も初めは、朝夕二度に減じ、夫より夜だけとなし、漸々減じて、一年より二年の間に、全く離れしむるを適當とす。離乳の方法、適當ならざれば、小兒をして一生、多病の人たらしめ、甚しきは、死亡の不幸に至

らしむる事さへあり。されば成るべく漸を追うて、離すと肝要なり。

飲食

離乳後の飲食

飲食につきては、別に云ふ必要なきが如きも、亦之に依りて種々の病根を醸すものなれば、大に注意すべし。左に聊か之を述べんとす。

食物

一、飲食物

小兒は、漸次唾液、胃液、腸液等の分泌も盛になる故、乳の外に、粥、刺身、柔き肉、半熟の卵、又は饅頭、パン等を與ふるもよし。其後は、日を経るに従ひ、柔き野菜、青豆、菓子などを與ふべし。但、小兒の消化機は、未だ薄弱なるものなれば、鰻、鮪、鯨、鰯等の脂肪多きもの、鮪、鳥賊、海老等の不消化物、堅き牛蒡、蓮、或は、香物、餅類、果物類は與へざるをよしとす。特に酒類、濃き茶、種々の香料、鹽鹹き物、甘き菓

飲料
食時

子等は決して與ふべからず。

飲料は、清良なる水、湯、麥湯、牛乳等をよろしとす。

二、食時及食量

小兒の食事は、兩親及び他の人と同時になさしむべからず。これ餘儀なく、不消化物をも與ふることあるを以てなり。

又何處にても同じく、母親、乳母、子守などが食物を噛みて、口移しに小兒に與ふる習慣あり。これは誠に危険なることにて、人の口中には、黴毒、結核等の黴菌、棲息するものなれば、其の黴菌が唾液に混じて、食物に移れば、其の害を小兒に傳染すべし。即、遺傳病、傳染病の害毒を小兒に及ぼすものにして、恐るべきことなりとす。されば、母親初め他のものにて、決して噛みて、與ふることあるべからず。

分量

食量は、大人に比して、存外に多量なるを常とす。これ身體の活動激しく、新陳代謝の作用、又速なるが故なり。されば強壯なる小兒には、成べく充分に與へて、能く運動せしむるをよしとす。されど、暴飲過食は、戒むべし。

清潔

三、清潔

食事の前後には、必ず手を洗ひ、口をすすぎて、清潔なる柔き布を、温湯に濕し指に巻きて口中を掃除し。或は含嗽をなさしめ、口中及び齒を清潔になさしむる習慣をつくべし。

衣服

衣服

小兒は、皮膚薄弱にして、感冒に罹り易きものなれば、能く注意して温にすべし。されど小兒を育つるに、三分の飢と、三分の寒さとを帶ぶべしと、戒められし如く、小兒の疾病は、多く、飽食と、暖衣との二つより起るものなれば、衣服は成るべ

地質

く、薄衣なるを宜しとす。凡て小兒の衣服は、大人よりも一層、衛生上に適ふ様に選擇すべし。左に其の注意の點を擧げん。

一、地質

小兒の衣服は、軽くして、暖かなるを要す。されば木綿、麻或は、フランネルの類を宜しとす。絹布は好ましからず。尿溺の爲め汚染、濕潤すること、頻繁なれば、度々洗濯に堪ふるものを撰ぶべし。生後一箇年位は、成るべく、白色をよろしとす。

小兒の衣服中、襁褓は、簡疎にして、清潔なるを專一とす。往々尿溺、不潔物の浸透を恐れて、二三枚も重ね、其上に油紙を入れ置くことあれど、これ甚だ宜しからず。能く洗濯して乾燥したるものを用ふべし。

襁褓は、三角形に作り二枚重ね、中央に細長き禪を置き、三

襁褓の
形状の

裁縫

角の底の方を腰の下に入れ、禪を腹の上に曲げ、三角の左
右より、折かけ包むをよしとす。此法によるときは、堅束
の憂なく、又汚物を漏すこともなくして便利なり。

二、裁縫

小兒の衣服は、裾を短く、口廣き筒袖になし、八ッ
口を廣くあげ置くを良しとす。襦袢及び下着には紐を
附けずして上衣のみに附け、緩く締め、腰揚もなく、寛濶に
仕立つべし。若し寛かならざるときは、胸、腹部を壓迫し、
爲めに、骨格、内臓を變形せしむる弊害あればなり。

附屬品

三、附屬品

頭巾、帽子の類は、寒き時と、炎天の時とは、柔く
して、輕きものを用ふるがよろし。されど暖なる日、又は
室内にては、蒙らせぬを良しとす。襟卷も咽喉病の時の
外決して用ひしむべからず。足袋、靴等は、窮屈なるもの
を用ふべからず。

居所

室内

一、室内

小兒の室は、南又は東南向にして、日當り能く、空
氣の流通充分なる處を撰びて當つべし。火鉢、床、置床等
の角立ちたるもの、及びランプ、暖爐等の危険なるものは、
置かぬ様にすべし。且、椽側には、手摺を設け、切石、泉水な
どの危険あるものは一切除き去るべし。

小兒の室は、大抵母親、又は祖母の室と、兼ねるを常とすれ
ども、特に一室を備ふるに若くはなし。

裝飾

小兒の室内には、眼を悦ばしめ、智徳の啓發を助くる爲に
人物、鳥獸、景色、器物等の繪畫を掛け、或は、標本、盆栽、花卉の
類を備へ置くべし。

室外

二、室外

小兒は生れて、一ヶ月を経れば、天氣能く、暖なる
日は、戸外に出すべし。これ外の新しき空氣を吸ひ、種々

の物體を見珍しき現象に接すればなり。特に行走するに至れば、閑謔なる場所にて、自由に驅け廻らしむることは、呼吸を劇しくして、肺の作用を強め、血液の循環をすゝめ、且、皮膚を鞏固にし。大いに身體の健康を増すの効あり。

沐浴

沐浴

幼兒は尿溺の爲に、不潔になり易きものなれば、病氣の外は、毎日必ず温浴せしむべし。

温度及時間

一、温度及時間

温度は手つけ加減より、稍温き位にして、決して熱くすべからず。入浴の時間は、十分内外とすべし。寒き時は、日中に浴せしめ、暖なる日は朝を良とす。

方法

二、方法

沐浴せしむる時は、海綿又は柔き手拭にて、徐に摩り洗ふべし。眼と口とは、必ず別器の湯にて、洗ふこ

と産湯に同じ。浴し終らば、奇麗に水氣を拭ひとりて、温包すべし。内股、腋下は糜爛を生じ易ければ、特に丁寧に拭きとり葛粉を撒布すべし。

皮膚の弱き兒は、入浴毎に、咳嗽又は鼻閉を發することあり。此等の兒童の入浴は、四五日置き位にして、夕に温湯にて拭き、又は腰湯をなさしむべし。

頭はオリーブ油、ワセリン、卵の黄身などを塗り置き、後、湯と石鹼とにて、洗ひ落すべし。三四才にも至らば、必ず朝夕に、顔及び手足を洗ひ、口中を清め、頭髮を梳るの習慣を養ふべし。冷水を以て、皮膚を摩擦するは小兒の幼時より行ふをよしとす。

運動

運動

古語に「健全なる精神は健全なる身體に宿る」とあり。身體

薄弱なれば又何事をかなし得らるべき。されば小兒をして他日、有爲の人物となさんと欲せば、其身體を強壯に育て上げざるべからず。凡そ健康の基は、善良なる食物と適當なる運動とにあるを以て小兒にも充分の運動をなさしむること肝要なり。

小兒は其骨格と、筋肉の發達とに隨ひて、自然の順序を以て、動作をなすものなり。故に其動作の順序に隨ひて、運動を進めざるべからず。左に三嶋博士の小兒の動作の表を掲げて参考に供せん。

動作の表

動作	最初動作をして見る	正當に動作をして見る	備考
首をふる	一週	十六週	

動作の順序

自身で首を眞直にする事の出来る	十一週	十六週	
握る	十五週	十七週	
身體の上部丈を眞直にする	十六週	二十二週	押へなしに臥て居て起き直る
物を示す	三十二週	三十六週	
倚る(腰を掛る)	十四週	四十二週	倚り懸りなしに
起つ	二十三週	四十八週	自由に起き立つ
捉なしで立つ	二十八週	六十六週	自身で歩行す
歩行く	四十一週	七十週	
木に攀る	九十六週	百十週	
飛蹴る	百十週	百二十週	
云ひ度き事を語で云ひ出す		五十六週	男兒は女兒よりも遅し
思ふことをする		四十四週	食物を膳よりとりて口へ入るなど

動作を
むりに
すむに
べから
ず

右は大様の平均を表したるものなれば、小兒に依りて、多少の差はあるべし。且、女兒は、男兒よりも、智惠附き早きものなり。
斯の如く、筋骨の發育する時期には、往々筋骨に疾病を受け易きものなれば、能く注意せざるべからず。然るに、這へば立て、立てば歩めの親心にて、其時期の來らぬうちに、手を引きて歩行せしむるが如きは、大に危険なり。故に小兒自らの動作を助くるは、よろしけれども、決して無理に勸むべからず。小兒の手は柔かきものなれば、之が爲め、脱臼を起し或は骨折等を起すことあり。勿論充分に、歩行に熟しなば、暖き日には、柔き靴又は草履をはかせて、戸外に散歩せしむべし。かけ走りするに至らば、活潑に運動せしめて、危険なき限りは、決して、自由を妨ぐべからず。此頃に至らば、小兒

睡眠の
度

も運動を好み、て、少しの雨風は厭はぬものなり。されど發育不充分的の小兒には、往々運動を厭ふものあるを以て、充分に奨励すべし。

睡眠は完全な休息

睡眠は、小兒には、極めて必要なるものなり。小兒は生れて一二週間は、哺乳時の外は、睡眠するものなり。夫れより一二月の間は、一日の四分の三は、睡り、五六ヶ月に至れば、稍長く醒め得るも、直に眠り、誕生後に至るも、醒むる間よりも、眠る時間、尙、多きものなり。

二三才に至れば、夜分、十時間以上十二時間睡らしめ、尙、二三時間の晝寝をなさしむべし。三才以上は、夜分のみにて、晝寝を要せず。七八才に至れば、九時間乃至十時間の睡眠を要す。其より以上は、八時間にて充分なりとす。

安眠の
必要

小兒睡眠中は、極めて靜かにして、充分に安眠せしむべし。睡眠中、時々驚き醒むるが如きは、食物、不適當なるか、暖かに過ぎたるか、或は疾病あるか、何等かの故障あるものなれば、よく注意せざるべからず。

安眠の
時間正
しくす
ること

小兒の睡眠時間を定めて、規則正しき習慣を附くることは、最も肝要なり。正しき習慣に慣るゝときは、一定の時間に至れば、自ら睡眠を催して、母親、子守の手を省くこと大なり。故に、初め一二箇月の間は、始終眠るものなれば、其欲するまゝに、眠らしめて決して妨ぐべからざることとは、勿論なるも、漸く長ずるに隨ひ、睡眠の時間も減ずるを以て、此時よりは、一定の寢時を定め、之に慣れしむるを要す。若し初めに悪しき癖に慣るゝときは、之を更むること困難にして、夜半に小兒を抱き負ひして、室内を運動する如きことありて、母子、

寢室

疾病及
攝生法

共に困難を感じること尠からざるべし。寢室は、母親と同衾を禁すべきことは、前に述べしが如し。されど、生後一箇月位は、小兒の身體未、簿弱にして、體温を生ずる力も亦弱ければ、なるべく、母親或は乳母の懷にて暖め、其後は同室に別床を設けて、臥さしむべし。臥位は、左右一方に偏することなく、且、少しく頭を高くするをよろしとす。これ頭の形を變ぜしむる恐れあればなり。

疾病及其攝生法

六年未滿の小兒は、實に疾病に罹り易きものにして、且、其經過甚た速かなるを以て、一年未滿の子には、特に死するもの多しとす。其死因は、食物の不注意、空氣の不潔、氣候の不良等によるもの多し。故に小兒を養育する^券母親は、能く小兒の疾病の原因、病狀、攝生等を熟知して、其病の未、深からざる

内に、之が全治を圖らざるべからず。今其注意を述べんとするに先ちて、小兒普通の状態につきて、一言するの必要あり。

健康兒

一、健康の小兒は、日常機嫌麗はしく、元氣能く遊び、皮膚赤味を帯び、肉締りて固く、食慾に過不及なく、睡眠に不規則なく、眼明かにして、大小便能く通じ異様の色、臭なきを常とす。

病兒

二、之に反して、顔色蒼白く、食慾すまらず、時々嘔吐を催し、下痢或は便秘し、屢々啼泣し、運動を厭ひ、何となく、元氣なきものは、必ず病に罹れるものと知るべし。此際には、直に小兒科醫の診察を乞ふこと肝要なり。

體温

三、體温 小兒の體温も、大人と均しく、三十七度を平温とし、三十八度八分を小熱と云ひ、三十九度五分を中熱と云

ひ、四十度五分を大熱と云ふ。四十一、二度に至れば、危険なりと心得べし。

小兒病

小兒病の種類 小兒病中、一般に罹り易きものを擧ぐれば、

消化不良

消化不良 徴候は、度々乳を吐き、青便を通じ安眠せず。眼を釣り、顔色蒼白く、時々手を縮め、足を腹に引き附くる等のことあり。原因は、哺乳の量或は食物の量多きに過ぎ、又は不消化の飲食物或は、哺乳器、食器の不潔のためよ

り起るものなり。此の病に罹りたるときは、一定の規則の下に、適當なる食物を與ふれば、大概は治するものなり。併し餘病を引き起し易く、多く死亡の原因となるものなれば、特に注意すべし。

鼻加答
兒及扁
桃腺

鼻加答兒及扁桃腺炎 鼻加答兒及扁桃腺炎に罹り
たるときは、先、身體を汗の出る程に温包し、醫師の診察を
乞ふべし。

氣管肢加答兒

氣管肢加答兒は、成長したる小兒に

は、危険少しと雖ども、生後二年までの小兒及腺病性にか
ゐるものは、最も注意すべし。入浴と冷浴とによりて皮
膚を強硬にし、寒冒にかゝらぬ様に注意すること緊要な
り。

驚口瘡

驚口瘡

驚口瘡は哺乳兒の罹り易きものなり。口腔

咽頭の粘膜に米粒大の白色點を生じ其部腫上り、口中灼
痛し、生命を失ふに至ることあり。故に直に醫師の診斷
を乞ふべし。原因は、乳房、哺乳器、又は口中の不潔より發
するものなり。

痙攣

痙攣

痙攣を起したるときは、急に眼を釣り上げ、色青

ざめ、手足を縮め、呼吸烈しく失神するものなり。これは
烈しき驚愕、發熱、又は消化不良に原因するものなれば、能
く食事、手當に注意し、感冒に罹らぬ様、且、愕くことなき様
にすべし。

蛔虫

蛔虫

蛔虫のある小兒は鼻の下赤くなり、鼻を擦り、或

は發熱、腹痛を起し、食氣減退等の徵候あり。原因は不潔
物と共に蛔虫の卵の口の中に入りたるによる。故に平素
能く手足を洗はしむべし。

實布埵
利亞

實布埵利亞

實布埵利亞は、小兒に最も怖るべき傳

染病なり。若し、咽頭に、疼痛を覺え、咳嗽烈しく或は發熱
し、咽喉に白點の生ずることあらば、速に、醫師の診察を受
くべし。今日にては實扶埵利亞血清注射もあれば、手後

百日咳

れさへせざれば、回復すること容易なり。併し傳染病なれば、病兒は他人と隔離し、其使用物は、消毒又は焼却すべし、

百日咳は、二年より六年の小兒に起るものにして、劇しく咳込むときは、顔を眞紅にし、乳又は食物を吐き、咳の歇みたるときは平常に異ならず。二箇月以上或は六箇月の久しきに涉ることあり。咳嗽は特に夜間に多く、ために安眠せず。動もすれば肺炎を併發することあれば、甚だ危険なり。本病も、傳染速かなれば、健兒と隔離する等宜しく注意すべし。

麻疹

麻疹は、顔面潮紅を呈し。皮膚に發疹するものにして、輕症と重症とあり。輕きは、別に恐るゝことなしと雖も、薄弱なる小兒、腺病性ある小兒は、重症に陥り易し。

流行性感冒

若し百日咳を併發するときは、最も危険なりとす病中は、寒冷を嚴禁するものなれば、能く注意して温包すべし。

流行性感冒は、急に大熱を發し、頭痛、腰痛、加答兒などを發し、多くは、一週間位にて癒ゆるものなれども、兎角肺炎を併發する恐れあれば、全快後も暫く用心して床につかしむべし。

腦膜炎

腦膜炎は、最も恐るべき小兒病にして、此病に罹りたるときは殆ど死亡す。萬一癒ゆることありとも

多くは不具となるものなり。徵候は、先、食慾減退し、微熱ありて、少しく精神に異狀を呈し、便秘を患ひ、物に驚き易き等の事あり。吐乳劇しく、悲鳴を上げて泣き、手足を縮め、又は痙攣を起すこと繁し。此際、直に治療を加ふること肝要なり。先、靜安を旨とし少しく病室を暗くして、

脊推彎
曲症

種痘

頭部を氷にて冷し、下劑を投じ室内の温度を平等ならしめ、枕邊を靜かにすべし。

此外、脊推彎曲症とて、幼少の時は、其抱き方長じては、腰かけ方等の悪しき爲め、脊推の側變することあり。

又餘り早く物を教へたる爲め、却て腦の發育を鈍くし、或は近視眼を發することあれば、能く注意すべきことなり。

終りに臨んで、種痘につきて一言せんとす。

小兒生後、一ヶ年以内には、必ず一回種痘せざるべからず。最も好き時期は、生後七十日以上、六箇月以内とす。而して一回種痘をなし、善く感ぜずとて、其儘にすべからず。幾回も行ふべし。種痘の効力は六年間は繼續すと雖ども、小兒の中は、毎年一回、行ふを良しとす。種痘の經過は、大抵三日間には、其穿刺部、紅色となりて、腫れ上り、四五日

言語習
練の必
要

言語及動作

目には、圓き腫物となり、一週間頃には、中に液溜り、黄色の膿となり、十日もすれば、痛みを感じ、小兒は、何となく不穩になり、頻りに渴を訴へ、發熱するものなり。十二三日目には、痂となり、夫より數日を経過すれば、痂は、痕を残して脱落す。

種痘後一週間は、決して湯に入るべからず。成るべく腰湯をなさしめ、又種痘の場所を避けて、拭くをよしとす。衣服は、痘胞を摩擦せぬ様に、柔かきものを着用せしむべし。種痘後は、殊に、風邪にかゝらぬ様にすべし。若し發熱持續し、或は他に疾病の兆候あるときは、直ちに醫師の治療を乞ふべし。

言語

言語は、思想交換の要具にして、吾人は、其媒介に

小兒の言語

よりて、初めて智識を收得することを得べし。されば、これが習練には、最も意を注がざるべからず。小兒の言語を發するや、最初は、唯人の言語を聞きて、意味なく發言することに過ぎざれども、漸く經驗を積むに隨ひ、言語の意味を了解し、種々の發音を試み、且、人の言語に模せんとするものなり。この時にあたりて、母親、乳母は勿論、周圍の人々は、發音正しく、明瞭なる言語を用ひ、之に倣はしめんことを期すべし。發音を示すには、只、耳に訴ふるのみならず、時々、眼に訴へて、口形を示し、練習せしむべし。

意味を知らしむべし

言語を授くるには、先、其語の示せる意味を知らしむべし。意味の伴はざる言語は、何等の効なし。徒らに兒童の心力を勞せしめ、或は誤解せしむる恐れあればなり。

言語を訂正すべし

小兒の言語に誤あるときは、直に訂正すべし。さるに小兒の語、未、完了せざるに、周圍の人より之を補ひ、又は之を模擬するが如きは、甚だ宜しからず。これ小兒をして不完全の言語に慣れしむる恐あるを以てなり。言語の抑揚、緩急等に注意し、野鄙なる言語、激烈なる語勢を避くべし。

兒童は談話を喜ぶ

兒童は生後、一年にして、十餘語を解し、二年にして、數千語を解し得るものなり。斯く言語を有するに至れば、視るもの、聞くもの、味ふもの、觸るものにつきて、其名稱、性質、効用等、何くれとなく、深く尋ね問ひ、珍しき談話を聞くことを悦ぶものなり。故に看護者は、其間に對し、兒童の理解し易き様、叮嚀に教へ示すべし。決して其問のくどきを厭ひて粗忽の答をなし、或は、うるさしと叱るなどの事

談話の材料

動作

あるべからず。充分に兒童の想像、理解等の諸力を養成することに注意すべし。

談話は、其材料を選び、其話し振を巧にすること必要なり。材料は、小兒の發達に應ずべし。難きに過ぎずして、理解し易きものたるべし。即、勸善を主としたる本邦在來の童話、歴史、天然物等の、孰れも小兒に適切なるを良しとす。決して虚談、妄語、怪談、異説等を聞かしむべからず。

動作 動作は、活潑機敏にして、然も沈看ならしめんことを務むべし。一旦習慣となりて後は、自ら其非を悟り、其醜を感じぬものなれば、幼少の時より常に姿勢を正くして、品性を損せざる様に習慣を養ふべし。これには猶言語の養成の如く、周圍の人の感化に依るもの多きを以て、兒童に接するものは、深く注意せざるべからず。

遊戯の効用

選び方

遊戯及玩具

遊戯 兒童は、活動性に富むを以て、遊戯を好むは、其天賦にして、終日之を爲して、飽くことを知らざるものなり。兒童は、之によりて身體を強健にするのみならず、五官の作用を練習し、かねて共同の念、敢爲の性を養ひ、應對の禮、交際の道に慣れしむる等の効ありて、兒童教育上、裨益を與ふること大なり。

兒童遊戯の中には、徳義を傷ひ風儀を亂すが如きもの往々あり。宜しく其種を撰ぶべし。

(イ) 遊戯は、身體諸部と均一に發達せしむるものを選ぶべし。

(ロ) 遊戯は、なるべく協同的のものをよしとす。これ我意を抑制して、群衆と共に和合する美風を養ふものなれ

注意

玩具の
必要

ばなり。

(ハ) 遊戯は、危険なき限りは之を禁止すべからず。なるべく活潑なる遊戯をなさしむべし。

(ニ) 總じて遊戯中は、遊戯上の約束、若くば、規則を守らしむべし。然らざれば、規律を破り、秩序を亂すの悪習に慣れしむる恐れあり。

要するに兒童の遊戯は、單に體育を圖るのみにあらず、智育、德育の點にも能く注意すべし。

玩具 小兒は玩具によりて、遊戯を樂しみ、之に依りて、諸官能の練習を全うし、記憶、想像、推理等の心力を練磨するの効ある者なれば、兒童教養上、欠くべからざるものなり。左に其選び方及び取扱方につきて一言せんとす。

選び方

取扱方

(イ) 玩具は、小兒の年齢に應じて、其嗜好に適するものたるべし。

(ロ) 玩具は、有毒の染料を用ひたるもの、並に、破損、創傷の危険あるものを避くべし。

(ハ) 玩具は、小兒の工夫力によりて、種々に變化するものを良しとす。

(ニ) 玩具は、なるべく、堅牢にして、保存よきものたるべし、高價のものを用ふる必要なし。

(ホ) 玩具は、不整なる形状又は、不調音を發せざるものたるべし。

取扱方 小兒の玩具を使用したる後は、かねて備へ置きたる納れ物に入れ、所定の場所に正しく片付けしむべし。嚴に疎放亂雜の悪習を禁じ、秩序、整頓、清潔の良習を養

成すべし。付添の人々より之を整理する時は、遂に小兒をして、疎放に流れ、依頼心を生ぜしむるに至るべし。兒童の玩具を破壊せんとするは、其内部の構造を研究して、一種の新智識を得んとするものなれば、漫りに之を叱責すべからず。却て之を獎勵すべきものなれば、怒りにまかせて制止し、再び研究の念を絶たしむるが如きことあるべからず。尙、注意すべきは、玩具の教導、余り關涉に過ぎて、小兒の自由を妨ぐべからず。又之が解説をなすに當りては、誤謬を傳へざる様にすること肝要なり。

教育

躑方

躑方

兒童の家庭教育時代、即、滿六歳までの教育は、特に大切なるものにして、諺に三歳兒の根性は八十までとあ

る如く、此間の躑方は、生涯の基礎となるものなり。此時期の教育は、日常笑談の間に、兒童を薰陶し、知らずくのうちに、道德の基礎を養成すべし。左に其躑方の主要なるものを擧げむ。

示例

一、示例

示例とは、善行の手本を示して、兒童をして、之に倣はしむるを云ふ。兒童は、模倣心に富み、善惡共に長者に模倣するものなれば、父母の一舉一動は、大なる感化を與ふるものなり。されば、父母たるものは、常に善良なる示例を與へむことを務むべし。獨、父母の示例に止らず、其周圍にある家族、若しくば、朋友間の示例も、亦著しき感化を有するものなれば、惡果を與ふる恐ある人々には、成るべく接せしめざるを良とす

課事

二、課事

課事とは、仕事を、あてがひて、惡事に近づかしめ

三、明

禁止及命令

ざる様にする事となり。兒童を閉居せしめ置く時は、無聊の餘り遂に悪事をなすことあり。されば、何事にも、仕事を課して、悪戯をなすの暇なからしむるを良しとす。之には、兒童の好む遊戯又は、相應なる家事の手傳等をあさしむるを宜しとす。

三、禁止及命令

禁止とは、兒童の行爲に制限を設くるを云ふ。即、父母或は、家族の威權を以て、強迫して、悪事を遂行せしめざる様にすべし。

父母兄弟は、常に兒童の行爲を制限するのみならず、進みて善行を爲さんことを要求すべし。凡そ兒童の智識未、發達せずして、是非善惡を判別する能はざる間にありては、一々理由を説明するの要なきを以て、盲目的に、長者の命に服従せしむべし。これ命令と禁止とが、躰方上、主要

の方便なる所以なりとす。總て兒童は、父母長上より、命令せられたる事は、善事と思ひ、禁止せられたることは、悪事と考ふるものなれば、此二者は、道德的行爲をなさしむる爲めにも又道德心を養成する爲にも、忽にすべからざるものなり。左に注意すべき要項を擧げむ。

- (イ) 命令禁止は、道德に協ひたるものたるべし。
- (ロ) 命令禁止は、兒童の實行し得る簡單の事のみなるべし。
- (ハ) 命令禁止は、兩途に出で、又は、前後矛盾することあるべからず。且、一度命じたることは必ず之を遂げしむるを要す。

命令禁止は、理由なくして、取り消すべからず。

四、すかし、「おどし」

禁止、命令にて、効なき時は、「すかし」

を用ひて効あることあり。小兒は、名譽心強きものなれば、えらいとか泣かぬとかいはるれば、自ら進みて悪事を止め、善事をなすものなり。
おどしは、鬼來る、巡查に告げむなど、小兒の恐るゝものを告げて、悪事を止めしむるものにして、却て卑怯懦弱に陥らしむるものなり。彼の母親が、父に告げんなど、おどすは、己より權力あるものあるを示して、遂に母を輕蔑するに至らしむるものなり。

賞罰

五、賞罰

以上の諸方便にて、尙、目的を達し難きときは、賞罰を用ふべし。兒童の善行に對して、將來の善行を獎勵する爲に、賞を以てし、其悪行を防止する爲に罰を加ふるを要す。併し賞罰は尙、刺擊劑の如し。屢用ふれば、害を生じ、巧みに用ふれば、大に効あり。左に注意すべき點を

擧げん。

- (イ) 賞罰は、漫に之を用ふべからず。一旦用ふる時は成るべく有効なる方法を探るべし。
- (ロ) 賞罰は、其時、其場所に於て、其感情を忘れざる内に行ふを良しとす。
- (ハ) 賞罰は、決して一時の感情に制せられて行ふべからず。よろしく公平なるべし。
- (ニ) 賞罰は、單に其行爲の結果のみによりて、判すべからず。須らく動機の善惡につきて一考すべし。
- (ホ) 賞罰を行ふには、父母其他の長者は、必ず相一致して行はむことを要す。

就學

就學

子女滿六歳以上に達すれば、尋常小學校に入學せしむべし。これ尋常小學校、四箇年の修業は、義務教育と

發育不
完全の
兒童

稱して、國家に盡すべき國民の義務なればなり。故に瘋癲、白痴又は、不具、疾病、或は貧窮の爲め、就學義務を盡すこと能はざるものゝ外は、必ず小學校の門に入らしめざるべからず。されど學齡に達しても、其心身の發育不充分なる兒童は、暫く就學を見合すべし。これ教育上、衛生上、害ありて利なきを以てなり。彼の早くより、智識の發達を強ひ、未、口も廻らぬ中より、文字など習はせて、誇るが如きは、精神の働きを萎縮し、身體を虛弱ならしめ、後年に至り、却て退歩するの虞あるものなり。人の親たるもの、大に心すべきことなり。

學校の
選擇

さて小兒を入學せしめんとするには、宜しく其學校の良否を選ぶべし。即、校長教員其人を得、校地廣く、校舎の建築完全に、兒童の風儀宜しく、且、家庭より餘り遠がらざる

學校と
家庭と
の連絡

學校を選ぶべし。
斯くして一旦入學せしめなば、其學校を信じ、教師を尊敬し、其校の主義方針を知悉して、學校と家庭と相待ち、相助けて教育の目的を達せんことを務むべし。故に父兄は、時々學校を參觀して、教育の有様を觀、子女智徳の進否を問ひ、家庭に於ける子女の状況を語ることに必要なり。往々小兒は、學校に任せきりにして、學校の方針はさて措き、擔當教員の面をも知らざるものあり。不都合の極と云ふべし。

新授の
害

男女に關らず、美服を着け、高價の物品を持たせ、又往復に人を付添はせ、或は車を用ふる等のことあるべからず。小學校に通ふ間は、家庭に於て、復習、豫習等を強ひざるを良しとす。若し是を爲さしむるに當りても、嚴に既習の

保育

課所の復習に止め、決して新授すべからず。終りに臨み、一言せんとするは、小學校入學以前に、幼稚園に通はするの利害なり。入學以前の小兒の保育は、固より、父母の之に當るべきものなれども、間には其道に暗きものあり。又假令、其道に通ずるも、業務の忙しきために、保育に全力を注ぐこと能はざるものあり。斯る家庭に於て、若し兒童を放任するときは、悪習に感染し、大に學校教育の妨げをなすこと尠なからざるなり。されば斯る家庭に於ては、子女を幼稚園に托し、學校教授の豫備を整へ置くべし。

第二章 看病、及傳染病の豫防

第一節 看病

一に看病
二に藥

看病法は、療養上最も要用なるものにして、看護の宜しきを得ると得ざるとは、病者の回復に非常の影響を及ぼすものなり。假令醫師の療法其當を得るも、看護其宜しきを得ざるときは、早く回復すべきものも、遅延し、場合によりては、患者に大なる不幸を與ふることあり。これ昔より一に看病、二に藥との諺ある所以なり。

さて家族中病人あるときは、其看病の任に當るものは婦女なり。婦女は温順にして、動作、舉動、謹慎なるのみならず、最も慈愛深きものなれば、大に看護の任務を盡すに適せり。されば、主婦たるものは、豫て看護の方法を心得、親愛なる親夫、兒童をして、不幸に陥らしむることなき様に考へざるべからず。例令、看護婦を傭ひ入れたりとて、主婦自ら其方法に熟達すると否とに由りては、病者のために、大なる幸、不幸

主婦看護
法の熟達
に必ず
要る

を來すべし。故に女子は看護法に就きて、一般の心得なかるべからず。左に其一端を述べんとす。

衣食住

衣服

一、衣服

患者の衣服は、毛布又は軟き木綿を以て作り、起臥に自由にして、狭少ならざるを可とす。尙、其色合は白を用ひ、屢取り代ふべし。

患者の襯衣は、度々着換へしむべし。如何となれば病者をして屢沐浴せしむるは困難なる故、所謂乾浴を施さざるべからざればなり。衣服を着換へしむるとき、特に安靜を要する病人には、半身づつ、又は一局部づつ、着代へしめ、身體を動かさぬ様に工夫すべし。

臥床中帯は、柔くして小さきものを用ふべし。

食物

二、飲食物

患者の食物は、最も注意すべきものにして、

一々、醫師の指圖に従ふべし。固より病症によりて、同じからざれども、消化器病、急性熱病、重症者は、總て、流動物、即牛乳、鶏卵、表湯、葛湯等を與ふるを良しとす。消化器に異状なき輕症者には、消化し易き固形物、即鯛、比目魚、鰈等の白色魚、引き肉、犢肉、若き鶏肉等を與ふべし。又饅頭、素麵、柔き野菜を副ふるも宜しかるべし。

飲料

飲料は白湯、薄き茶、蒸溜水、良水等を宜しとす。熱病患者には、清水に、氷の細片又は橙汁、枸橼酸（クエン酸）を加へて與へ、或は純良なるラムネ等を飲ましむべし。

度數

飲食物を與ふる度數、分量は、病症によりて同じからず。一日に、三四回より六七回に至るものあり。兎に角、病人には一回に多食せしめざるを良しとす。患者若し睡眠中ならば、決して醒すべからず。目醒むるを待ちて與ふ

硝子管
を用ふ

べし。

安静を要する患者に、横臥のまゝ、食物を與ふるときは、胸部に清潔なる手巾を當て、流動物なれば、鶴首の硝子管にて、一端を口に含ませ、一端を食器に入れて、靜かに與へ、固形物なれば、食匙にて、少しづゝ與ふべし。

食後には、必ず口を滌がせ、口邊を奇麗に拭はしむべし。

三、病室

病室は、光線の射入、適當にして空氣の流通よろしき處を選ぶべし。これ大に病人の回復を速かならしむるものなればなり。但、光線は光明に過ぎず、暗黒に失せざる様にすべし。光線強ぎに過ぐれば、腦病、眼病等に於ては、大に害あり。

換氣

病室は時々換氣法を施して、常に空氣を清淨ならしむべし。病室内にては、多人數の群集及び喫烟を禁じ、又火鉢

病室

空氣

光線

廣狹

温度

を入れるべからず。これ空氣を不潔になすを以てなり。されど直接に、風に當るは害あるを以て、窓掛、屏風等にて遮るべし。

病室は極めて閑靜なるを要す。高聲の談話、急劇の物音を避くべし。併し靜蕭ならんことを欲して、ひそ／＼ささめくはよろしからず。これ患者を刺戟し、病狀を不良ならしむる恐れあるを以てなり。

病室内の温度は、成るべく、平等ならしむべし。室内の空氣は、乾燥するよりも寧、少しく濕潤するを良しとす。されど濕氣に過ぐるは固より害あるものなり。

病室は廣きを要す。狭きときは、空氣を不潔にし、看護者の起居動作に、不便なればなり。但、餘りに廣きに失するも、暖を採るに不便なれば、宜しく其廣狹を適當ならしむ

病蓐

べし。
室内には、病人の目を喜ばしめ、心を樂ましむる爲め、生花、幅物、床置などの外、不必要の器具は置かぬ様にして、常に掃除に、便利ならしむべし。

寢具

病蓐は、室の中央に設けて、寢臺を用ふるを最良とす。寢臺は鐵又は竹の格子を張りたるものに、厚き藁布圍を載せ、柔き布圍を敷き、長き括り枕を用ふべし。寢臺を用ひざる時は、疊の上に、藁布圍を敷くを良しとす。

臥位

寢具は、軽くして、暖なるを選び、白き敷布を以て被ひ清潔を保つこと必要なり。

患者の臥すべき位置は、病症によりて、異なるものなり。醫師の命に従ひ、或は患者の望に従ひて、適宜の位置を取らしむべし。

介抱

主治醫

介抱

一、主治醫

豫て信用ある主治醫を定め置くこと、肝要なり。固より病症によりて、専門醫に依頼すべきこともあるべし。さて一旦、主治醫と定めたる以上は、決して醫師を取代ふべからず。主治醫は充分責任を以て、治療を施す故に、大に其効を奏することを得るなり。之に反して、二人或は三人の醫師に依頼するときは、治療上に、各多少の意見を異にし、各自思ふ様に、治療を施し得ぬものなり。従て責任軽くなり、却て患者の爲めに不幸となることあり。故に若し止むを得ず、醫師を取代へんと欲するとき、は、必ず主治醫に相談して、其心服する醫師に依頼するを良しとす。

かくて醫師を選定して、之に治療を任せたる以上は、如何

なることにても、其命に背くべからず。且、疾病は、肉體と精神との關係によりて相消長するものなれば、其家族、介抱人は、濫りに醫師を誹謗し、藥を蔑如するなどのことあるべからず。これ患者をして、疑懼の念を起さしめ、藥石の効を減する恐れあればなり。

二、看護者

看護者は、身體強壯にして、清潔を好み、忍耐にして、仁慈、愛憐の情深からんことを要す。看護者は、常に身の清潔を保つは勿論、患者病床、衣服、藥劑を初め、飲食に使用する器物、器械等を清潔ならしめ、物品の置場を一定し、何時、使用するも差支なき様になし置くべし。凡て患者は、疾病の爲め、氣短くなり、時々、理もなく、不平を訴ふることあれど、介抱人は、能く忍耐して其本分を盡すべし。又、屢病を患ふるときは、失望落膽することあるものなれば、能く慰諭すべし。

看護者の要求

患者の動靜

看護者は、常に患者の不幸を憐み、誠意、誠心を以て、能く醫師の命を守り、其治療の成効する様熱心に、力を盡さざるべからず。病氣の時は人の親切、至誠は、一層、身にしみても厭惡の念を起さしむることなき様に注意すべし。此外看護者は、沈着にして、輕躁ならず、寡言にして、饒舌なるべからず。

三、患者の動靜

患者の動靜は、病症によりて、或は運動せしめ、或は安靜に就募せしむる等、必ず醫師の命に従ふべし。

(一) 運動

重症の回復期、慢性消化器病、其他衰弱甚だしからざるものは、時を定めて散歩せしめ、又は、室内を運

運動

安靜

患者の
視察の

脈搏

動せしむる等、適當の運動を爲さしむべし。されど過度に失するときは、大に疲勞を感せしむるを以て宜しからず。

(二) 安靜 重症者及び衰弱の甚しきもの、或は室^チ扶^ス斯心臓病、出血症、腦病、脚氣等には、極めて安靜を要す。場合によりては面會を禁じ、周圍の喧噪を避け、睡眠中には、殊に靜肅ならしむべし。

四 患者の視察

看病人は、常に患者の容體を觀察すること肝要なり。脈搏、熱度、呼吸、便通、其他顔貌の變異、飲食物の景況に至る等、細大落ちなく、視察して、病床日記に記し、醫師、來診の際、一々之を報告すべし。

(一) 脈搏

脈搏は一分間に大人は凡そ七十搏前後、小兒は百乃至百二十搏、老人は八十搏を常とす。婦人は男

體温

子よりも稍多し。其他脈搏は、飲食物、温度、勞動、或は精神の感動等によりて、多少差異あるも特に注意すべきは、搏動の強弱及び調子の正否なりとす。搏動の間々靜止するか、或は其力非常に弱く、指頭に觸れざる等のことあれば、最も不良の兆なりと知るべし。

(二) 體温

體温は、攝氏三十七度を平温とす。女子と小兒とは、之よりも稍高く、食後、運動後、入浴後には、概して昇るものなり。若し體温が平温より下り、或は上るときは、疾病の兆候なり。之を計るには、檢温器を、平温より二三度下し、患者の腋下、又は股間に、十五分間、挿入して、檢すべし。通常の患者は、朝夕二回、時間を定めて檢し、温度表、又は手帳に記し置くべし。

但、患者若し、汗を負ひたる時は、能く拭ひ取りて後ち檢

温器を挾むべし。然らざれば其ため真正の温度を誤ることあり。

呼吸

(三)呼吸 呼吸は、通常大人にありては、一分間に、十六回乃至二十四回なり。女子と小兒とは、其數多く、又疾病精神感動等によりて、變化するものなり。呼吸若し、一分間に四十回より多く、八回より少なき時は、患者危篤の兆候なり。

便通

(四)便通 大小便の度數、性質其量の多少、或は便秘等を檢し、若し異狀あれば、一々醫師に報告すべし。

此外、顔貌を視察して、變狀の有無、飲食物の増減等に注意すべし。

藥用

藥用

藥劑は、各用ふる目的によりて、用方、時刻、分量等に差異あれ

内外藥の區別

ば、必ず醫師の示導に背くべからず。特に内用藥と外用藥とは嚴重に壇と場所とを區別して、誤なき様に注意すべし。我國の法律にも、内用藥には、白色紙、外用藥には、赤色紙を貼付して其區別を明瞭にせり。今左に注意すべき要點を述べん。

内用藥

一、内用藥

水藥

(一)水藥

水藥を用ふるときは、必ず震蕩して後、服すべし。然らざれば、初めは、薄きものにして、終りに、沈澱せる濃厚のものを、服するに至り、或は過量の爲め中毒することなしとせず。動くことを禁ぜられたる病人には、硝子管より服藥せしむべし。

散藥及丸藥

(二)散藥及丸藥

散藥と、丸藥とを用ふるときは、初め少量の水を飲みたる後に、之を舌の上に乗せ、再び、水又は

白湯にて嚥下すべし。若し服用し難き、散薬なるときは、「オププラート」又は乾海苔に包み服用すべし。「オププラート」を用ふるときは、小皿に浄水又は白湯を入れて之を浸し薬を其上にのせ、四方より折り重ねて、水と共に嚥下すべし。

油薬の如き、服用し難きものは、水を器に盛り、肉桂、拘橐酸等の香料を少し加へ、油薬を浮べて服すべし。

(三)含嗽薬 含嗽薬は、口内及び咽喉の疾病を治療するに用ふるものなり。されば一定の時間口中を含嗽したる後、吐き出すべし。

二、外用薬 外用薬を服用するときは、大害を及ぼすものなり。

(一)塗薬及擦薬 塗薬は、筆の如きものにて、患部に塗

擦薬

外用薬

含嗽薬

膏薬

芥子泥

吸入法

るものなり。筆は使用后、必ず洗ひ置くべし。擦薬は、手又は皮、切れ等にて充分皮膚に磨り込むべし。

(二)膏薬 膏薬は、布片にのぼして、患部に貼るものなり。若し脱落の恐れあるときは、其上を油紙又は布にて被ひ、繃帯を施すべし。

(三)芥子泥 芥子泥は、皮膚に強き刺戟を與ふる法なり。其作り方は、新鮮なる芥子粉を、温湯にて泥の如くに煉り、布片又は紙に塗りて、數分間、患部に貼布すべし。かくて患者痛を覺ゆるに至て、之を去るべし。若し知覺を失へる患者には、二十分乃至三十分より永く貼るべからず。これ瘡を受るの患あればなり。

三、吸入法 吸入法は、咽喉、氣管等の病に用ふる治療法にして、蒸氣吸入器、或はスプレートにて、薬の蒸氣を吸ひ

灌腸法

込む法なり。其吸入の時間、度數、藥劑等は、一々醫師の命に従ふべし。吸入中は、頸以下を油紙にて被ひ、衣服、寢具の濕潤を防ぐべし。

(四)灌腸法

灌腸は、藥液を肛門より腸中に注入する法にして、種々の方法あり。普通用ふるは、便通灌腸なり。左に其方法を述べん。

便通灌腸法

便通灌腸法は、便秘を療する爲めに、用ふる方法なり。其法は、先、灌器に微温湯又はグリスリンの藥液を充たして、嘴管に、オレーフ油、ワセリン油等を塗り、患者の肛門に挿入し、液を腸中に注射すべし。注射終れば、直に便意を催せども、十分以上、堪へしめざるべからず。故に手巾又は、脱脂綿にて、強く肛門を壓すべし。

灌腸器は、使用の前後必清淨にすべし。殊に傳染病患者

便器は必ず
消毒し、
陶器、
金属

罨法

に於ては、一々消毒を施さざるへからず。

五罨法

罨法は、寒冷、又は、温暖なる藥物を皮膚に貼して、患部の病症を療する法なり。

(一)冷罨法

冷罨法は、冷水、氷、藥水等を以て、患部を冷す法にして、頭痛、衄血、打撲等に用ひて効あり。氷は細かく碎きて、氷嚢に半ば入れて、口を堅く索め、患部の上に、乾きたる手拭を二重三重に折りて敷き、其上に、氷嚢を載すべし。頭部を冷すときは、氷嚢を釣りて、押へぬ様にするを可とす。氷は溶けぬ中に入換ふべし。

(二)温罨法

温罨法は、温湯、巴布、及び藥水を用ひ、患部に熱と濕氣とを與ふる法なり。又米飯、鹽、蒟蒻等を熱し、布に包みて用ひてもよし。

温罨法は、患部の疼痛を減じ、化膿を速かならしむるの効

冷罨法

温罨法

繃布

あり。

六、繃帶及用法

繃帶を掛くる目的は、創口に外部より受くる害を防禦するにあり。若し創口を露出するとき、は、空中の不潔物、黴菌等附着して害を興ふるを以てなり。之と同時に僅少の出血をも防止し、傷所を安靜にするの効あり。

材料

(一) 材料

繃帶に用ふる材料は消毒したる柔き木綿と脱脂綿が―ぜ、留針等なり。此等の材料は、薬店に販賣するを以て、豫て求め備へ置くべし。併し一旦消毒したるものにて、も、空氣中に晒し置けば、再び不潔物、附着する故、直に清潔なる硝子壺の如きものに入れて、空氣に觸れしむべからず。

繃帶を得ること能はざる此場合には、新しき手拭の兩耳

種類

を引き裂きて去り、適宜の巾にして用ふべし。若し石炭酸に浸して使へば、最も安全なり。古綿古切を用ふるは、危険なり。

(二) 種類

繃帶には卷軸帶と、三角巾とあり。卷軸帶は二三寸巾に裂きたる長き切れを、軸狀に卷きたるもの、三角巾は、四角の切を斜に、半切したるものにして、四折、八折等、種々の形となして、用ふ。

(三) 掛方

繃帶を正確に掛くることは、實地の練習を積まざれば、むつかしきものなり。されど急突の場合、患者を迎ふるまでに、出血などせざる様に、手當を施すことは、最も必要なれば、大體の心得なかるべからず。

先、切口を檢して、砂、塵埃等の不潔物を去り、「ガーゼ」を幾枚も重ねて、押しあて、脱脂綿にて被ひ、其上に繃帶をかくべ

掛方

副木
帶

し。若し出血烈しきときは、止血法を施すべし。又創口に血液の凝固したるときは、其まゝにして、取去るべからず。これ自然の血止なればなり。

斯く纏繞する際に、其軸を纏絡面に密接して、折かけく螺旋帶に回轉すべし。而して其纏絡の始と終とは必ず二三回、一所に反覆して、安全針にて留め置くべし。

手足の如き長き部分は、下方より上方に巻き上るを法とす。否らされば、静脈血の還流を妨ぐる恐あり。

要するに、繃帶は之を施す際、堅からず、寛からず、患者の快きを度とすべし。若し強きに過ぐるときは害あり。寛に失するときは、脱落する患あり。

又挫骨者を運搬するときは、副木を當て、其上に繃帶を掛くべし。副木は適當のものを得ざるときは、箒の柄杖、衣

危篤患
者の状

危篤の場合

紋竿の如きものにてよろし。

患者危篤に迫りたるときは、容貌、一種云ふべかざる様を現はし、手足は冷却し、顔面及び爪先は、紫色に變し、冷汗を發することあり。又呼吸促迫し、吃逆シキリを起すことあり。此等の場合には、看護者は、直に醫師に報じ、近親にも知らせ、到底、望みなき時は、寧、安靜にして、冷汗を拭き取り、唇に水を引きて、乾を防ぐ等、懇に看護すべし。

死後の
手當

かくて愈、絶息せし時は、其死の眞否を確め、口唇及び眼を閉鎖せしめ、髪を梳るべし。下肢は、繃帶を以て結束し、肛門等は綿にて塞ぎ、腰巻を以て、腰部を包み、顔面は防腐薬に浸したる布を以て被覆すべし。死後二十四時間を経なば埋葬の手續をなすべし。

出棺後の清潔

已に死體を出し、後は病室を清淨にし、半日は窓戸を開放し、空氣を流通し、光線を導くべし。病症によりては、病室を消毒することあるべし。

救急法

急救療法

急突に病人を生じ、或は負傷者を生じたる場合には、醫師の治療を乞ふこと必要なれども、醫師に渡すまでに、急救の手段を取らざるべからず。此際に最も必要なは、氣轉と沈着となり。平素充分心得ある者と雖も、周章狼狽して、其處置に苦しむことあるものなれば、最も沈着ならんことを要す。左に其大要を述べて、参考に供せんとす。

出血及止血法

出血及其止血法

出血には動脈出血、靜脈出血、毛細管出血等あり。動脈出血は、鮮紅の血、心臟の動作につれて、遊るが如く、勢能く、噴出するものなり。故に止血せん

衄血

とするには、指頭を患部の上方の脈管に當て、強く壓すべし。
靜脈血は暗紅色にして、除るに流出す、之れを止むるには、其部を安靜にし、冷罨法を施すべし。

毛細管出血は、脫脂綿、綿紗を當て、暫時、壓すべし。

衄血 衄血は、度々、起るものにして、危険のものには、あらざれども、出血甚しき時は、貧血に陥り、遂に死に至らしむることあり。衄血を止むるには、患者を仰向かしめ、衣帶を緩め、前額及び頭部を冷すべし。又脫脂綿に、格魯兒丁幾を浸し、鼻腔に挿入すべし。

挫傷

挫傷 挫傷は打傷にて、皮膚の下に傷を受くるものなり。初めは、赤くなり、次に紫色に變じて、其部に痛みを覺ゆ、輕少なれば冷罨し置けば、自然になほれども、若し腦及

創傷

び肺、胃等の内臓を傷けたるときは、或は失神し、或は吐血するを以て、直に、醫師の診察を乞ふべし。

創傷

創傷は、皮膚共に、傷を受くるものにして、切傷、刺傷、銃傷、裂傷等なり。輕少なる疵傷は、先、傷口を、石炭酸水、又は淨水を以て洗滌し、不潔物を去り、次に黴菌の入らぬ様、絆創膏を貼じ、繃帶を施すべし。

毒蟲、病犬などに咬まれたる時は、直に其部の血液を吸ひ取るべし。後は傷口より、不潔物の入らぬ様に手當すべし。

中毒

中毒

毒を嚥下したる場合には、直に之を吐出せしむべし。其法は温湯又は、多量の食鹽水、或は芥子湯を飲ましむるを良しとす。又指先、筆先にて、舌面を刺戟すれば、自然に嘔吐を催すものなり。

モルヒネ、阿片、アルコール、鹽類、酸類

眼及耳

患者の中毒したる毒物の種類を調べて、適當の處置を爲すべし。即、モルヒネ、阿片、アルコールの中毒には、濃厚なる茶、珈琲の大量を與へ、綠青等、諸種の金屬、及び鹽類の中毒には、多量の砂糖を、卵に和して與ふべし。又酸類中毒には、石礮水、乳汁、炭酸ソーダ等を用ひ、亞爾加里の中毒には、酸味、果實搾汁、及び卵等を與ふべし。

眼及耳

眼に砂塵、小蟲等の入りたるときは、清水を澤山、器に入れて、洗ひ去るべし。又眼を靜に開きて、濡らしたる絹布を以て、拭ひ取るべし。耳孔に異物の入りたる時は、耳を下にし、頭部を手にて輕く打つべし。豆の如き、膨脹する恐あるものは、速に出すべし。蟲類の耳に入りたるときは、暗中に燈火を耳邊に置くべし。

火傷

火焰、熱湯或は熱したる固體、熱蒸氣により、火傷

したるときは、直に酒精を塗るべし。次に卵黄胡麻油を塗り、繃帯を施すべし。又着衣に火の燃付し時は、毛布、布團等にて、其人を、くるみて消すべし。水胞は刺して其水を出し、石炭酸水にて洗ひ、硼酸等の粉末を撒布し、繃帯を施すべし。凡て火傷は、外氣に、觸れしめざるを肝要なりとす。

失神

失神 失神は即、氣を失ふことにして、神經の働き、一時絶止するものなり。之れは非常なる驚愕、大負傷等、急に身體に、激動を蒙りたる時、又激しき中毒の場合、急病の際などに、起るものなり。先、眩暈、耳鳴を生じ、身體疲れ、精神朦朧として倒るゝに至る。此際には其衣帶を緩めて、靜に平臥せしめ、室内の空氣を新鮮にすべし。且、足脚を摩擦し、或は芥子泥を貼り、頭及び胸には、水を吹き、掛け稍、心

窒息

付きし時に、氣付藥を與ふべし。未、飲み下し得ぬ時に、強て與ふれば氣道に入り、却て危険なることあり。

窒息 食物等にて、氣道、食道を塞ぎ、又は縊首し、或は有毒の瓦斯を吸入して、窒息せるものは、速に新鮮なる空氣中に出し、衣帶を緩めて、胸を開き、人工呼吸法を行ひ、顔面部に、冷水を吹き掛くべし。かくて一方には、速に醫師を迎ふべし。

人工呼吸法

人工呼吸法は、患者を仰臥せしめ、肩に高く枕を當て、頭を後に垂れしめ、舌を引き出し置き、患者の枕許に立ちて、兩腕をとりて、上肢を充分に引き伸すこと、三秒時にして、再び元の位置に戻し、二秒時間止め、又初めの如く上肢を差上ぐべし。かくの如くして、數回反覆するときは、自然に蘇生するなり。

溺死

溺死者に、先濡れたる衣服を脱がせ、口中の泥砂を拭きとり、次に、俯臥せしめ、救助者の膝の上に腹を當て、強く脊を押し、水を吐かしめ、後、人工呼吸法を施すべし。

凍死

凍死者を靜に、冷室に運び、戸障子を閉め切り、風の入らぬ様になし、衣服を脱がせて、冷水に浸したる手拭、又は雪を固めて摩擦すれば、硬直になりし手足、漸く柔くなるべし。此時に至りて、人工呼吸法を行ひ、蘇生したるを見て、稍暖かき室に入れ、温湯を以て、全身を摩擦すべし。此時室も漸く温度を増すべし。かくて葡萄酒、茶等を與へて、安臥せしむべし。

凍傷

凍傷 一部の凍傷は、冷水、又は雪を以て、感覺又は色の復するまで、摩擦すべし。決して湯にて洗ひ、或は火に暖むべからず。

癩癩

癩癩 先、衣帶を緩め、新鮮なる空氣を吸はしめ、頭部を高くし、仰向かしめて、軟蓐上に放置し、靜に看護して、自ら醒覺するを待つべし。但、舌の嚙傷を防ぐため、手拭等を口中に挿入し、其他發作の誘引となるべき事項を避くること必要なり。

傳染病

傳染病及其豫防法

傳染病は、甲の患者より、乙に移り、甚しく其病毒を蔓延せしむ。普通傳染病は、虎列刺、赤痢、腸窒扶斯、ペスト、痘瘡、癩疹、實布的里亞、マラリヤ、熱等とす。其他、皮膚病、トラホーム、丹毒等も皆、傳染病なり。

右の内、癩疹、實布的里亞につきては、既に小兒病の部に述べたれば、茲には其他につきて述べん。

虎列刺

虎列刺 病源は、所謂コンマ、バチルスにして、不良の水、
飲食物の不攝生、及び腸加答兒等、之れが媒介を爲すもの
なり。

豫防の主眼は、傳染の源なる飲用水を精撰し、飲食の攝生
に注意し、生水、生物を禁じ、腸加答兒に罹るときは、輕少と
雖も、嚴重に療養すべし。

赤痢

赤痢 赤痢は、大腸を侵さるゝものにして、病源は詳か
ならざれども、急性性傳染病なり。患者の排泄物、殊に糞
便より傳播すること、最も多し。

豫防は、食傷及び寒胃を防ぎ、輕少の下痢と雖も、直に治療
を加ふべし。

腸室扶
斯

腸室扶斯 病源は、腸室扶斯微菌にして、此毒を含め
る飲食物、患者の排泄物、より傳染するものなり。

豫防としては、飲食に注意し、必ず煮沸したるものを用ゆ
べし。

赤痢、腸室扶斯患者は、特に、安臥靜息を旨とし、空氣を新鮮
にし、飲食物に注意し、醫師の命あらざれば、固形物を食せ
しむべからず。又看護者は、患者の不潔物を取扱ひたる
後は、必ず消毒薬を以て、一々手を洗ひ、病室の内にては、着
衣の上に、消毒衣を被むり、室外に出づる時は、これを脱ぐ
べし。看護者は、病室内に於て飲食すべからず。

ペスト

ペスト 猛悪なるペスト菌の、傳染より起るものに
して、患者の全身に蔓延するものなり。ペスト菌を含め
る鼠、虱、蚤、蚊又は病毒を混入する水等より傳染す。

豫防は、以上の病源を避け、日光を室内に入れ、衣類等を能
く日に干すべし。これペスト菌は日光に觸れ乾燥する

痘瘡

マ
ラ
リ
ヤ
熱

ときは、容易に死するものなるがゆへなり。
痘瘡 種痘を施すを、最も安全なる豫防とす。
マラリヤ熱 土地濕潤にして、泥沼、池、澤に接する地は、本病の根源を爲すこと多し。故に、此等の地を避くることを、豫防の第一なりとす。

皮膚病
トラ
ホ
ム
丹
毒

皮膚病、トラホームは、患者の身體、被服等に觸接するより、傳染するものなれば、之に接せざる様に注意すべし。
丹毒の豫防としては、創傷を、防腐するにあり。

一般の
注意

尚、一般傳染病豫防の方法は、飲食物に注意し、患者の分泌排泄物を消毒し、病室を隔離すべし。
若し自宅に於て、以上傳染病の疑ある、病人を發したる時は、速に、適當の處置を施し、決して之れを、隱蔽するが如き、愚を爲すべからず。早く之を隔離して、他の健康者の安

全を計るべし。

消毒法

消毒法

傳染病患者あるときは、専門の看護婦を雇ひ、或は入院せしむるを最も安全の策なりとす。されど、家人は患者に接すること多きをもつて、消毒方法の一般を知るの必要あるべし。

消毒法とは傳染病の病源となる黴菌を、撲滅する方法なり。消毒を行ふべきものは、患者の排泄物、衣服、寢具、寢臺、食器、病室、及び病室内にある道具、器械、看護人の衣服、身體等なりとす。

消毒法には、藥物消毒、蒸氣消毒、煮沸消毒、燒却消毒等あり。されど、普通患者にて行ふは、藥物消毒なりとす。故に、左に之を述べんとす。

石炭酸水

石炭酸水 二十倍の石炭酸水を最も適當とす。之を使用するときは、其都度振盪すべし。石炭酸水は、手を洗ふも荒れず。疊等を拭ふにも、痰、膿等を消毒するにも便利なり。

昇汞水

昇汞水 千倍の昇汞水を用ふべし。使用法は石炭酸に同じ。但、昇汞水は、金屬類を腐蝕するもの故、陶器の容れ物に入るべし。

昇汞水は、石炭酸水の如く臭氣なき故、誤り用ひて危険を招くの虞あり。故に貯藏の際は、十萬分の一の「フロキシ」を加へ、薄赤く着色し、一見して昇汞水なることを知らしむべし。

石灰乳

石灰乳 石炭乳は十倍のものを用ふ。使用の度毎に攪拌すべし。

其他、食器類は、煮沸法を行ふべし。蒸氣消毒は、黴菌を蒸し殺し、且、焦爛變色等の患なきを以て、衣服杯は此法を用ふれば、大に便利なり。焼却消毒は、患者の用ひたる品物を、悉く焼却するものにして、痕跡を残さざるを以て、最も安全なりとす。

傳染病患者、治癒したるときは、入浴せしめ、衣服を改めしむべし。入浴しがたきときは、温湯を以て、全身を拭ふべし。病室は、石炭酸水、又は昇汞水を以て、拭き淨むべし。消毒後は、日光の射入、空氣の流通を、十分ならしめ、乾燥すべし。

傳染病
患者の
治癒後

第三章 整理及經濟

第一節 整理

主婦の心得

主婦の責任

主婦は、家長より、一切の家政を委任せられたるものなれば、之に對して其責任を盡すの義務あるなり。而して其責任の重大なることは、屢述べたるが如し。さて家政は、一國の政事に異ならず。其主宰者、即、主婦たるもの整然たる秩序を亂すことなければ、其家は、必ず靜安に治るべし、故に主婦は、能く尊長を助け、其子弟を導き、婢僕を使役し、衣食住を整へ、其他親戚朋友の交際、患者の看護より、家計日々の出納等に至るまで、盡く之を營みて過ちなからんことを期すべし。されば、主婦は、一家の總理大臣にして、内務、大藏、文部、外務の

勤勉

各大臣を兼ねたるものゝ如く、其任重大なりと云ふべし。

一、勤勉

凡そ家政の複雑多端なることは、已に述べしが如し。されば、之が整理者たる主婦は、極めて勤勉にして、機敏ならざれば、到底、其任を盡すこと能はざるべし。又主婦にして、勤勉ならざれば、子女婢僕をして、勤勉ならしむることは、望むべからざるなり。先朝は、早く起きて、家の内外の掃除、老人、幼者の世話より、夫の出勤、就業の便を計り、或は裁縫に、食事に、さては、接客、訪問、贈答等の交際に至る迄、滞りなく、盡さんとするには、寸時も徒らに費さず。敏捷に處理する習慣を習ふべし。人によりて何事も遷延決せざる癖の人あり。かゝる習慣ある人は、務めて改むべし。勤勉ならずして、如何でかこの雑多なる家事を處理することを得べけんや。抑、勤勉とは、年が年中、

働くの謂にあらず。或時は、家族、手を携へて、郊外に散歩し、或時は、親戚朋友を招きて、遊戯、奏樂を催し、家族の快樂を計る餘裕を存し、又閑暇の節は、讀書、算筆にも心を用ひて、智識を磨き、心意を練り、世の人に後れざらんことを務むるこそ眞の勤勉者とはいふべけれ。

節儉

二、節儉

家を保つに最も必要なことは、勤儉の二字なり。この二者は、必ず相待て、行ふべきものとす。如何に勤勉なりとも、節儉を守らざれば、遂に家産を傾くるに至るべし。節儉とは、唯、金錢を費さざるのみならず、金錢の支出に注意し、衣食什器の取扱を大切にし、大破に至らざるうちに、修繕を加へ、大患に至らざるに、治療を施し、又は廢物利用を心掛くる等、皆節儉ならざるはなし。故に節儉は、冗費を省き、入費を節し、積むに志し、散ずるに吝

秩序

ならざらん事を期すべし。

三、秩序

家政の要は、秩序にあり。秩序立ちて、始めて、百般の事物、其宜しきを得るなり。

家人間の秩序

家人間の秩序は、禮を守るにあり。即、長幼の別を正しくするにあり。主婦は、先、能く、其家長を尊敬し、其意を承けて、家政を處理し、常に之に對する禮儀を守り、之を親愛して、敢て狎れず。又能く其勞苦を慰め、勇氣を鼓舞し、内助の任を全うし、老人に能く孝養を盡し、老後の安心を得しめ、能く子弟を教養し、能く婢僕を役使するとき、其美風遂に家風となり、一家は能く整ふべし。

仕事の秩序

仕事の秩序を、たつることも亦必要なり。起臥の時間より、日々執るべき仕事の分擔順序方法を定むべし。然るときは、諸事混雜することなく、能く抄取り、時間の浪費、

物品取
扱の序

仕事の遺漏等の慮もなかるべし。物品の取扱方にも秩序を要す。衣服、家具、什器等を能く其種類を分ち、順序正しく配置し、大切な物品は、一纏めにして、火災の時の注意をなし置くべし。押入の隅々まで、秩序正しく整頓せらるゝときは其主婦の心如何に高尚なるか、押しはかられぬべし。

豫見
周密

四、豫見、周密

家事を整理するに於ては、常に豫見を立て、一旦事を處理するに當りては、用意周到ならんことを要す。即、日々の飲食、臥床の時間、外出、接客等より、臨時の出來事、金錢の出納に、對する方法等に至るまで、豫め先、計りて、一定の方針を定め、一旦事を取るに當りては、用意周到にして些少の違算なからんことを務むべし。豫見立たざるときは、萬事澁滞し易く、事に臨んで狼狽するの恐

清潔

五、清潔

れあり、諺にも、一日の計は朝にあり、一年の計は元旦にありと云へるは宜なり。斯く豫見を立てて、周密に處理するときは、能く齊家の實を擧ぐることを得べし。

家屋、庭園の掃除を能くなし、身體衣食の清潔を保つは、衛生上、經濟上、大に利得あるものなり、只に其利害のみならず。交際上、禮を守るに欠くべからざるものなり。されば主婦は、先、清潔を保ち、家人をして、清潔を好むの習慣を養ひ、且、之を監督して、實行せしむること肝要なり。

婢僕

婢僕は、成るべく雇ひ入れぬを良しとす。併し家業繁忙の爲め、又は家族の手不足のため、或は職業上、特別の必要あるが爲めに雇入れて、それく、の務を執らしめ、家事を助けし

婢僕は
必要あり
雇は
る外
雇
ひ入
るべ
から
ず

むるは、止むを得ざるものなり。然るに中以上の家庭に於ては、婢僕を使はざるを恥づるが如き様ありて、用もなきに、多くの下婢を雇ひ、主婦は却て無聊に苦しむが如きを見ることあり。これ大なる誤なり。

選び方

一、選び方

若し必要ありて、婢僕を雇ひ入るときは、能く其人を選ぶべし。これ婢僕の良否は、大に齊家、育兒の上に利害を及すものにして、若し悪しき婢僕を雇ふときは、爲に家族の平和を破り、經濟を亂し、交際上、或は兒女の教育上、大なる障害を與ふる等、決して利なし。されば婢僕の選擇には殊に注意すべし。

婢僕を選ぶに當りては、身體強壯、性質温順にして、能く主人の命に隨ひ、正直にして、金錢物品等を初め、老幼の取扱、來客の應接等に陰陽なく、寡言にして、清潔、整頓を好むも

のを良しとす。

扱ひ方

二、扱ひ方

諺に人を使ふは、苦を使ふなりと云へるが如く、婢僕をして、敬愛の情を起さしめ、且、能く其主に忠ならしむることは、實に、至難の事なり。されど、又少しく心を用ひて使役すれば、大に主人の恩惠を悦ぶものなり。要するに、主婦は、常に顔色を和らげ、言語舉動を温和にして、其下に臨み、又能く威儀を備へて以て之を處すべし。婢僕は、なるべく我家族と同様に取扱ひ、決して過分の仕事を爲さしむべからず。婢僕は、世の不幸者にして、實に憐れむべきものなれば、能く、情を掛け、快樂を分ち、病患を痛はり、知らざるを教へ導くべし。かくする時は、無智の婢僕も、自然に其恩に感じ、仕事に忠勤を盡すに至るべし。

仕事の
配當

三、仕事の配當

一人の婢僕にても、爲すべき仕事の分限を定むること肝要なり。況して數名を使ふ場合に於ては、各の長所を取りて、之に應ずる事務を配當し、其受持を確定し、之が責任を負はしむべし。而して、一旦定めたる上は、妄りに、それ以上の仕事を課すべからず。かくすれば、各自其仕事に勉勵して、大に撈取るべし。之に反して、其事務の不定、不規律なるに於ては、勉むる者は、獨りつとめ、怠るものは、常に怠り、遂には、互に用事を譲りあひて、何事も停滯し、捌けざるに至るべし。

給料

四、給料

給料は、婢僕の年齢、人柄、仕事の難易、繁閑等によりて、多少の差あれども、大抵定まれる相場あるものなれば、之に隨ふべし。初めより過分に給與すべからず。又定まりの外は、漫りに過與せずして、特別に勤勉せし時、

國の經
濟の經

又は、格別に繁忙なりし場合等に、臨時に賞與するを良しとす。

其他長く勤續し、或は熟練するに隨ひて、漸次、其給料を増加すべし。これ實に婢僕の獎勵法なりとす。

給料は、豫め授くる日限を定め置きて、遅延すべからず。

第二節 經濟

人は、最少の勞力費用を以て、最大の結果を需めんことを務む。これ實に經濟の原則にして、國家は、これによりて發達し、一家は、これによりて整理せらる。國家の經濟は、國に其人あり。一家經濟の整理は、主として、主婦の手に待たざるべからず。

一、家族の生活を圓滿ならしめ、一家の繁榮を圖らむ爲には、

家事經濟の本

一家の經濟に意を用ひざるべからず。家事經濟法は、家政の大本なり。大本既に立たば、家政の大部分は、整理せられたりと謂ふべし。

家産

一家の生計を維持し、其家に相當する品位を保たむには、一定の家産なかるべからず。恒の産なくして恒の心を持つることは難きものなればなり。

家産とは、勤勞により、報酬として攫得したる生産物にして、有形財産と、無形財産との二種あり。無形財産とは、商標、版權、專賣權の如き、形體を具へざるものにして、有形財産とは、形體を備ふるものを云ふ。有形財産は、更に分れて、動産と、不動産となる。動産とは、貨物、株券、什器等の如く、形を有して、移轉し得るものを云ひ、不動産とは、土地の如く、一所に定

家産の必要

家産の二大別
有形財産
無形財産

家産整理の必要

着するものを云ふ。

家産には、父祖傳來のものと、家人の收入によりて、得たるものとあり。一家の生産は、固より主人の主として當るべき所にして、主婦たるものは、能く家財を保管し、主人をして内顧の憂なからしめ、進みては、一家の收入を増進せんことを計るべし。されば、主婦は、常に家産を分類して、明瞭なる目錄を製し、常に坐右に備へ置くべし。若し主婦にして、家産整理の任を盡し得ざる時は、家政の全部は、遂に破壊するに至るべし。

收支豫算

一家を經營するに當りては、自家の分限を考へ、納るを量りて出るを節し、常に收入と支出とを相伴はしめざるべからず。たとひ、家産豊に、主人の收入亦、多きも、若し支出超過す

豫算の必要

豫算書

ることあらば、忽、家運の衰頽を招き、一家は貧困に陥り、家族は、悲慘の淵に沈むに至るべし。故に一家の經濟を畫するには、規定の收入を標準として、一定の支出を制限せざるべからず。これ收支豫算の必要ある所以なり。

豫算を定むるに、毎月の出納を見積るものと、一箇年の出納を見積るものとあれども、一箇年の見積り方を便とす。會計年度、若くば、曆年度に隨ひ、一箇年間の總收入を標準として、支出の全額を定め、豫算書を作りて、主人の閱を請ふべし。豫算書を作るには、豫め收支の項目を定むべきは、勿論なれども、細密に失するは、却て便利悪しきものなり。其様式は家計簿記に就きて見るべし。

負債

一家收支の豫算立たず、浪費に流れ、收支相償はざるときは、遂に負債の止む能はざるに至るべし。負債も時としては、

必要のこととあれど、日常生活の爲めに、債を負ふは、其弊害あげて數ふべからず。一度他人の財力に依頼するときは、人の前に屈服し、人知れぬ苦勞を爲し、自營の勇氣を沮喪するに至るべし。且、負債には、利子を生ずる爲め、漸次其額を増加し、遂に償却の道を失ひ、家資を分散し、妻子を離散するの苦境に陥るべし。實に寒心すべきことならずや。

必要なる費用及冗費

經費の豫算を定むるに當り、其支出の方面にては、必要なる費用の種目に止め、なるべく冗費の種目を省くべきは勿論、總て費用を支出するに當りては、冗費なからんことを計るべし。衣食住の費用を初め、交際費、快樂費等に至るまで、冗費に屬する部分は、之を省除すべし。

必要なる費用

一家の經濟上、必要缺くべからざる費用は、

節約し得る費用

生産的消費と不生産的消費

(イ)

衣食住に關する生存費

(ロ)

諸税協議費等の義務税

(ハ)

教育費

(ニ)

交際費等

是等は、節約し得るも、全く削除すること能はざるものなり。若し収入に餘裕あらば、次の費目を加ふべし。

(ホ)

貯蓄金及保険料

(ヘ)

快樂費

金錢を消費するに、生存的消費と、不生産的消費とあり。生産的消費は、其消費により、新たな財を生産するものを云ひ、不生産的消費は、何等の生産を生ぜざるものを云ふ。金錢を消費するには、なるべく生産的ならんことを務むべし。冗費は多く不生産的消費の場合に生ずるものなり。一家

吝嗇と節約との區別

貯蓄の必要

の經濟を保つには、冗費を省くべきは勿論なるも、節約の極遂に吝嗇に流るゝことあり。節約は人の最も貴ぶべき徳なれども、吝嗇は、甚だ賤しむべき行ひなり。節約とは金錢物品を程よく消費し、奢侈に流れざるものなれども、吝嗇とは、義理人情を顧みず、一身の爲めに、金錢を愛し、必要の用事も缺くるものを云ふ。されば、金錢を支出するに當りては、生産的消費は、云ふに及ばず、公共慈善の事業にも、分に應じて、支出せざるべからず。黒田孝高が、日根野某に、軍用金を與へし美談は、深く味ふべし。

貯蓄及保險

一家の經濟を畫するに當りては、納るを量り、出づるを節するは、勿論なるが、其幾分は不慮の災難に備ふる爲め、貯蓄を爲さざるべからず。貯蓄あれば、平素安んじて、職務に従事

し、獨立自營の道を立つることを得べし。主婦たるものは、常に、塵も積れば、山となるの例をおもひ、貯金を怠るべからず。

貯蓄の方法に
自家に貯蓄する法

貯蓄の方法には、自家に蓄ふるものと、他に托するものとあり。自家に貯ふるは、使用するに易く、且、利子を生ぜざるのみならず、盗難の恐あるを以て、他に托するを安全の方法なりとす。

他に托する法
銀行

他に托する方法に、普通に行はるゝは、銀行に托するものと、政府に托するものとあり。銀行預金には、入用に應じて、隨時に引出すことを得る當坐預と、豫め引出期限を一定せる定期預と、特別の約束をなして預け入るゝ特別預とあり。何れも、確實なる銀行を選びて預け入るべし。銀行破綻の爲に、損害を蒙むりし例は、決して尠なからざるなり。

政府

保険の
必要

政府に托するものに、郵便貯金あり。銀行貯金に比すれば、金利低しと雖も、各地の郵便局にて取扱ひ、且、小額をも取扱ふ便あるのみならず、確實にして變動を來す憂なし。人は一家の安全を保つ爲に、収入の幾分を割きて、貯蓄するの要あるのみならず。時には、身體又は財産に關する危険を擔保せしむるの必要あり。これを保險といふ。

保険料
種類

保險は、保險人と被保險人との間の契約によりて、成立するものにして、被保險人は、保險を受くる報酬として、保險人に對して、一定の金額を拂はざるべからず、之を保險料といふ。保險に二種あり。人の生命に關するものを生命保險と云ひ、財産及び貨物に關するものを物品保險といふ。生命保險の普通なるものは、被保人の死亡したるとき、若干の金額を其遺族に拂ひ渡すものにして、又被保人が若干の年齢に

達したる時、若干の金額を拂渡すものを養老保険と云ふ。物品保険は、財産其他の貨物に關する保険にして、火災によりて、生じたる損害を填補する火災保険、貨物運送の際、危険の生ずるありて、災害を蒙むるとき、是を填補する運送保険とあり。運送保険は、更に、海上保険、陸上保険の二種に分たるべし。

家計簿記

家計簿記は、一家金錢の收入及び支出の道を明かにする爲めに、なすものなり。之によりて、過去の經費を參酌して、現在の豫算を立て、支出を制限し、節儉を勧め、富を増すことを得、又、家長及び其他の人の信用を得る爲にも必要なり。一家生計の度は、千差萬別なり。固より富の程度によりて、各收支に差異を生ずべきは、勿論なりとす。又家業により

家計簿
記の必
要

帳簿

出納科
目

て、出納の科目を異にし、隨て帳簿の種類にも差異あるべし。されど、こゝには、一定の俸給によりて、生計を營むものにつきて、述べんとす。

出納科目

一、收入の部

- 俸給
- 惠與金(慰勞、賞與、贈與)
- 利子(公債、株式、銀行、貸金、家賃、小作等)
- 臨時收入(物品賣却代、其他)
- 預り金

二、支出の部

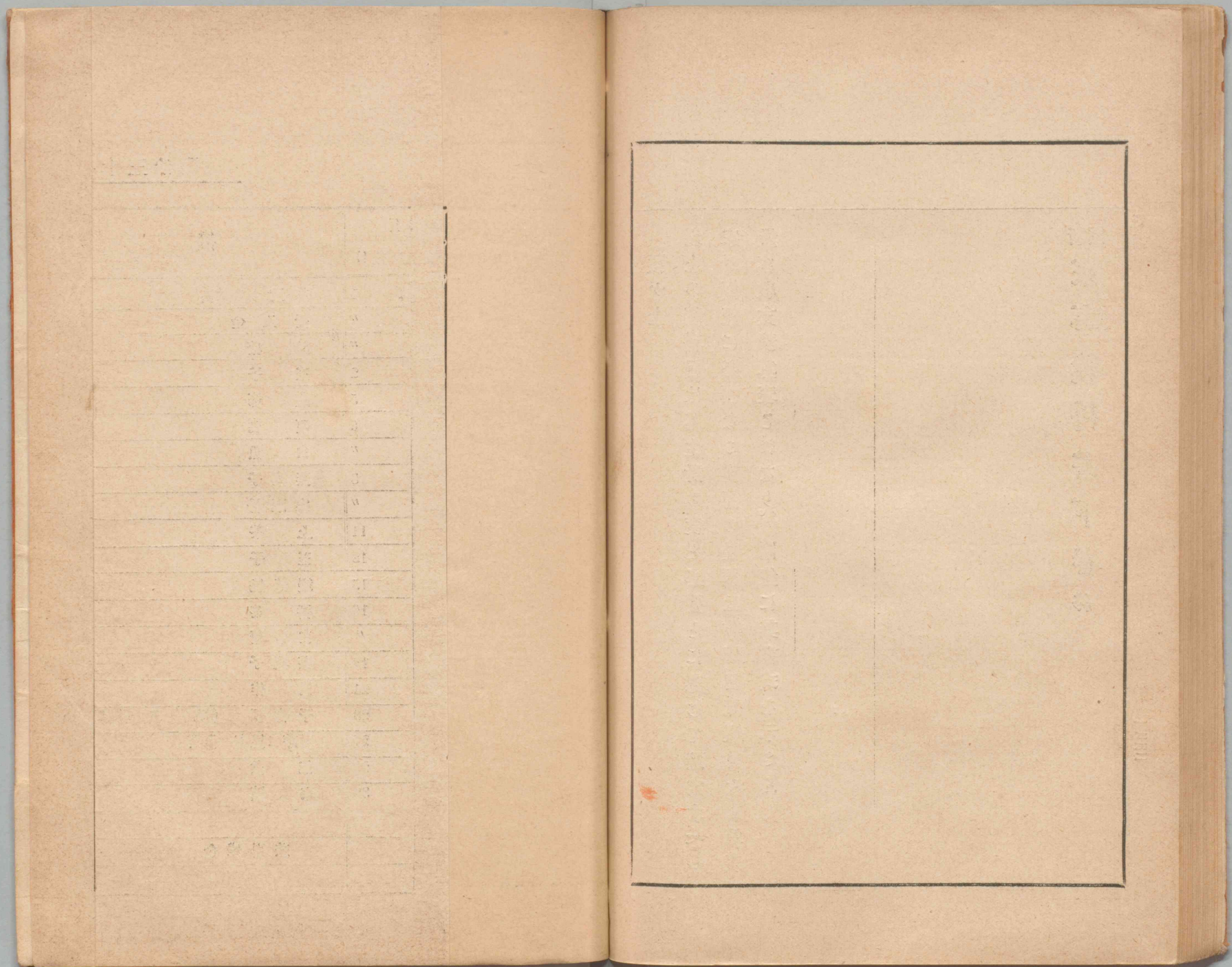
- 賄費
- 家賃或は借地料

被服費
 器具費
 教育費
 圖書費
 諸稅
 修繕料
 醫藥費
 小遣費
 交際費
 給金
 保險料
 豫備費
 雜費

預ケ金

以上の諸科目は其生計の度と必要とに應じて選定すべし。
 家計簿記に必要な帳簿の種類は賄帳、日記帳、月々計算表
 及び收支豫算表これなり。附録に其書式を示さん

新撰家事教科書下卷終



明治三十七年四月賄帳

月 日	摘 要	金 額	
		受 入	支 拂
4	1 前月よりの越高	四十銭圓 12+	四十銭圓
"	受 入 金 本月分	5000	
"	砂 糖 二斤		240
2	玉 子 十個		250
5	鯉 節 三本		980
6	豆 腐		26
"	白 魚		200
8	蒸 菓 子		100
"	寒 晒 粉		150
11	上 茶 四半斤		500
12	玉 子 二十個		250
15	鰻 蒲 焼		350
16	番 茶		100
"	白 砂 糖 二斤		270
18	茶 菓 子		150
21	田 作		200
23	干 物 類 (推茸 豆 乾瓢)		350
27	若芽に昆布、海苔		250
28	佃 煮		250
30	奈 良 漬		100
		5124	4950
	差 引 殘 金		174
		5124	5124

明

月日	摘要	出	残額
4 1	前月よりの越高	30	64700
ク	賄費 賄方へ	65	
ク	教育費 太郎月謝本月分	00	
ク	圖書費 教育雑誌	00	
4	雑費 巻紙に状袋	00	39835
ク	交際費 竹村様へ贈物	00	
7	衛生費 衛生組合へ	00	
ク	臨時費 八幡社神具修繕寄附	00	
ク	被服費 紺紵一反	50	23785
11	預金 銀行當座引出	00	
ク	小遣費 主人へ	50	
ク	全上 母へ	50	17285
ク	全上 自分へ	50	
12	修繕費 臺所手入	10	
ク	被服費 裏地一反	00	9725
16	教育費 太郎書籍代		
ク	被服費 靴下一足		
19	器具費 桶に盥		
ク	雑費		
23	全上 公園行費		
25	諸給 本月分俸給		
	次へ	05	9725

備考

〔当月は保険税金修繕費等の爲め例月より入費多し〕

1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29			
30			
31			

明治三十七年四月日用帳

月日	摘要	収入	支出	残額
4 1	前月よりの越高	円十銭厘 10430	円十銭厘 10430	円十銭厘 10430
ク	賄費 賄方へ		5000	
ク	教育費 太郎月謝本月分		500	
ク	圖書費 教育雑誌		150	4780
4	雑費 巻紙に状袋		160	
ク	交際費 竹村様へ贈物		250	4370
7	衛生費 衛生組合へ		100	
ク	臨時費 八幡社神娶修繕寄附		500	
ク	被服費 紺緋一反		2400	1370
11	預金 銀行當座引出	15000		
ク	小遣費 主人へ		5000	
ク	全上 母へ		2000	
ク	全上 自分へ		2000	7370
12	修繕費 臺所手入		750	
ク	被服費 裏地一反		500	6120
16	教育費 太郎書籍代		150	
ク	被服費 靴下一足		120	5850
19	器具費 桶に盥		500	
ク	雑費		170	5180
23	全上 公園行費		480	4700
25	諸給 本月分俸給	60000		14700
	次へ	85430	20730	64700

月日	摘要	収入	支出	残額
4 25	前より	円十銭厘 85430	円十銭厘 20730	円十銭厘 64700
26	諸税 市役所納物		1565	
ク	預ケ金 銀行當座預		15000	
ク	給料 下女給金		2000	
30	保険 仁壽生命保険料		6300	39835
ク	全上 米屋拂		9000	
ク	全上 魚屋拂		3300	
ク	全上 牛肉屋拂		1500	
ク	全上 八百屋拂		2250	23785
ク	全上 酒屋		2500	
ク	全上 牛乳屋拂		2650	
ク	全上 薪炭屋拂		1350	17285
ク	圖書費 新聞代		350	
	被服費 西洋洗濯代		210	
	借家料 本月分家賃		7000	9725
		85430	75705	9725

備考
〔当月は保険税金修繕費等の爲め例月より入費多し〕

備考

本表は特に縦罫の式を示したるものなり

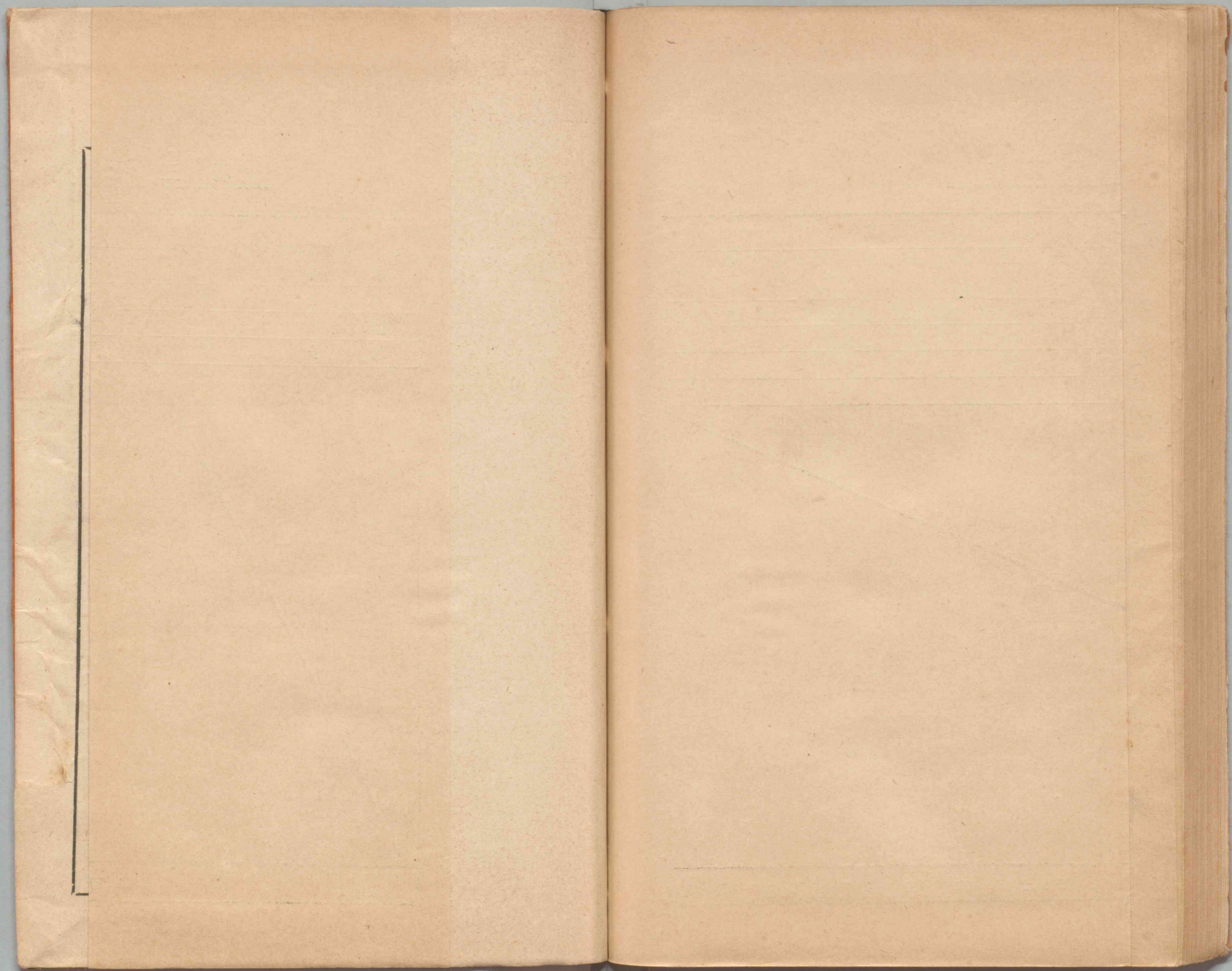
收	入		合 計	賄 費	被 服	借 家 料	合 計	差	
	前 月 越 高	俸 給							預 金 引 出
10 430	60 000	15 000	85 430	5 000	2 400	7 000	75 705	9 725	
				22 550	500				
					120				
					210				
/									
合計	10 430	60 000	15 000	85 430	27 550	3 230	7 000	75 705	9 725

明治三十七年四月計算表

備考

本表は特に縦罫の式を示したるものなり

收	入		合 計	支													出						
	前月 越高	俸 給		預金 引出	賄 費	被 服	教 育	圖 書	諸 税	器 具	小 遣	修 繕	醫 藥	交 際	保 險	給 料	臨 時	衛 生	雜 費	預 ケ 金	借 家 料	合 計	差
10 430	60 000	15 000	85 430	5 000	2 400	500	150	1 565	500	5 000	750		250	6 300	2 000	500	100	160	15 000	7 000	75 705	9 725	
				22 550	500	150	350			2 000								170					
					120					2 000								480					
					210																		
合計	10 430	60 000	15 000	85 430	27 550	3 230	650	500	1 565	500	9 000	750		250	6 300	2 000	500	100	810	15 000	7 000	75 705	9 725



明治三十七年度收支豫算表

收		入		支		出	
越 高		15	700	賄 費		240	000
俸 給		720	000	被 服 費		50	000
臨時收入		30	000	器 具 費		10	000
利 子		50	000	教 育 費		25	000
				圖 書 費		20	000
				租 稅		17	000
				小 遣 費		108	000
				給 金		24	000
				交 費 際		25	000
				豫 備 費		40	000
				雜 費		50	100
				家 賃		84	000
				貯 金		10	000
				保 險 料		12	600
		815	700			815	700

明治三十七年二月三日印刷
 明治三十七年四月六日訂正再版印刷
 明治三十七年四月十日訂正再版發行

文部省檢定濟高等女學校教科用書



發行所

東京市日本橋區本石町三丁目
 大阪市東區備後町四丁目

寶文館

東京市神田區表神保町二番地
 三島 宇一郎

校閱者 三輪田真佐子
 著作 兒崎隆子
 發行者 大葉久吉
 發行 吉岡平助
 印刷者 三島宇一郎

東京市日本橋區本石町三丁目十七番地

大阪市東區備後町四丁目七十八番邸

新撰家事教科書
 定價 上卷金四十錢
 下卷金四十錢

